

2018年度普通交付税算定の検証

飛 田 博 史

はじめに

2018年7月24日に「平成30年度普通交付税大綱」が閣議報告された。

今年度の普通交付税（以下「交付税」と呼ぶ）算定では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に明記された一般財源総額の2015年度同水準を前提に、トップランナー方式や合併算定替え終了対策などの既定の見直しが引き続き行われ、新規の見直しは少なかった。そうしたなかでは、2009年度以来リーマンショックの地財対策として算定されてきた歳出特別枠の廃止は、交付税の特別枠による算定方式の節目として注目される。

本稿では今年度の算定結果の特徴を解説したうえで、経年的なデータ分析を交えて交付税の近年の動向を明らかにし、今後の交付税算定を展望する。

1. 2018年度算定の特徴

（1）2018年度地方財政計画の概要

まず、交付税算定の前提となる今年度の地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）の概要を振り返ってみよう。

通常収支分の地財計画の規模は86.9兆円（前年度比0.3% 以下同じ ▲はマイナス）、一般財源総額は62.1兆円（0.1%）、財源超過団体の水準超経費を除く一般財源総額は60.3兆円（0.0%）とほぼ前年度並みの水準であった。

一般財源の内訳では地方税が39.4兆円（0.9%）と8年連続でプラス、地方譲与税は2.6兆円（1.5%）と地方法人特別譲与税の伸びが寄与し、両者の合計は42.0兆円（1.0%）となった。一般財源総額がほぼ前年度並みのなかで、地方税等が伸びた結果、地方交付税が16.0兆円（▲2.0%）、臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）

が4.0兆円（▲1.5%）といずれも減少している。

歳出では、いわゆる歳出特別枠の廃止が特徴である。2009年度のリーマンショック地財対策として「地域雇用創出推進費」が創設されて以来、改称しつつ歳出項目に計上され、2012、13年度には「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として約1.5兆円が計上された。

2014年度以降は段階的に縮減され、今年度は前年度の1,950億円から皆減となった。

歳出特別枠の基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）の算定は、通常経費の単位費用への包括加算や地域経済・雇用対策費による個別算定によっていたが、今回の廃止によりすべて削除される。

また、近年の公共施設等の老朽化対策費である「公共施設等適正管理推進事業費」も、投資的経費（単独）の内数として、前年度の3,500億円から4,800億円に引き上げられ、これにあわせて維持補修費も250億円の増額が図られた。

地財計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」（以下、交付税算定も含め「地方創生枠」と呼ぶ）は一般行政経費の内数として1兆円が維持されているが、交付税算定では後述するように、2017年度から3ヵ年度にわたり、地域活性化の必要度から取組の成果へと算定方法の見直しが行われている。

これらを除く給与関係経費、一般行政経費（単独）、投資的経費（単独）は小幅な増減にとどまっている。

（2）歳出特別枠の廃止

いわゆるリーマンショック後の地財対策として地方交付税総額を増やす目的で導入された歳出特別枠は、2014年度以降、政府の方針を踏まえて地財計画の「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の段階的な削減が図られ、これに応じて交付税算定でも同様の見直しが行われた。昨年度は地財計画で1,950億円が計上され、交付税算定では「地域経済・雇用対策費」で約1,300億円、地域活性化に関連する既存項目の単位費用に650億円が算入されていたが、今年度で廃止された。

「地域経済・雇用対策費」は段階補正が適用され、小規模自治体の交付税配分に手厚い算定であったが、段階的な縮減・廃止により町村などの需要額のマイナスの影響は大きい。ただし、地方創生枠である「地域の元気創造事業費」や「人口減少等特別対策事業費」では、2017年度より条件不利地域の割り増し算定が適用されているため、歳出特別枠の廃止の影響を緩和している。

(3) 地方創生枠の成果指標へのシフト（2年目）

政府の地方創生を受けて、2015年度より需要額項目の別枠で創設された「地域の元気創造事業費」「人口減少等特別対策事業費」は、地域の元気創造事業費で3,900億円（その他100億円は特別交付税）、人口減少等特別対策事業費で6,000億円が算定されている。

いずれも段階補正と普通態容補正Ⅰ・Ⅱが適用され、地域の元気創造事業費では普通態容補正Ⅰで歳出削減実績にもとづく行革努力分、同補正Ⅱで経済活動指標にもとづく地域経済活性化分による補正がかかる。また、人口減少等特別対策事業費では普通態容補正Ⅰで人口増減率や若年者就業率などにもとづく地方創生の取組の必要度および同補正Ⅱで取組の成果による補正がかかる。

これらの補正については2017年度より3ヵ年度にわたり、合計1,000億円分の態容補正ⅠからⅡへのシフトが行われており、2018年度はその2年目となった。

図表1は地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費の需要額算定の状況である。2017年度以降、ほぼ同額で移行しており、2ヵ年分の変動額は地域の元気創造事業費が660億円、人口減少等特別対策事業費が661億円となっている。

本文末の資料に地域の元気創造事業費および人口減少等特別対策事業費の算定方法が添付されているので参照されたい。算定の基本的内容は2017年度と同じであり、「算定額を総額に合わせつけるための率」 α または β によって、算定のウエイトを調整しているとみられる。

図表1 まち・ひと・しごと創造事業費関連の算定の見直し

(億円)

| | | 2016年度算定 | | 2017年度算定 | | 2018年度算定 | | 2016～2018年度増減 | |
|--------------------------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------|----------|
| | | 行革努力分 | 地域経済活性化分 | 行革努力分 | 地域経済活性化分 | 行革努力分 | 地域経済活性化分 | 行革努力分 | 地域経済活性化分 |
| 事元地域 業創 費造の | 道府県 | 750 | 225 | 670 | 310 | 590 | 390 | -160 | 165 |
| | 市町村 | 2,250 | 675 | 2,000 | 920 | 1,750 | 1,170 | -500 | 495 |
| | 合計 | 3,000 | 900 | 2,670 | 1,230 | 2,340 | 1,560 | -660 | 660 |
| 策等人事 業特 費別減 費対少 | | 取組の必要度 | 取組の成果 | 取組の必要度 | 取組の成果 | 取組の必要度 | 取組の成果 | 取組の必要度 | 取組の成果 |
| | 道府県 | 1,671 | 329 | 1,560 | 440 | 1,450 | 550 | -221 | 221 |
| | 市町村 | 3,330 | 670 | 3,110 | 890 | 2,890 | 1,110 | -440 | 440 |
| | 合計 | 5,001 | 999 | 4,670 | 1,330 | 4,340 | 1,660 | -661 | 661 |

(資料) 総務省ホームページ掲載資料より作成

算定の構造上、成果指標へのシフトは都市部に有利にみえるが、2017年度以降、条件不利地域の割増率「 r 」や成果の度合いを都市規模ごとに比較する方式（人口減少等特別対策事業費）が導入されたことで、算定の見直しの影響が緩和されている。

（４） トップランナー方式 — 約半数が見直し最終年度

2016年度以降、交付税算定の対象19事業について民間委託等が進展している自治体の経費水準を需要額に反映する、いわゆるトップランナー方式（以下「ト」方式と呼ぶ）が段階的に導入されている。同方式は関連する需要項目の単位費用に含まれる人件費部分を見直すもので、2018年度は新たな対象事業はなかった。

見直し期間は3～5年のものが多く、今年度で終了するのは道府県分および市町村分の道路維持補修・清掃等（道路橋りょう費）、庁舎維持関連（包括算定経費）。その他市町村分の公共施設管理（その他の教育費）、情報システム運用（戸籍住民基本台帳費・徴税費・包括算定経費）があげられる。

図表2は「ト」方式の対象となる需要項目の見直し前と2018年度の単位費用の増減額および単位費用のうち「ト」方式による減額影響分を試算したものである。

それぞれみると「ト」方式による減額影響分は必ずしも単位費用の動向を決定づけているものではなく、その影響が限定的であることがわかる。しかも今年度で半数近くが終了するため、2019年度以降の影響はさらに縮小する。

図表2 トップランナー方式による単位費用見直し状況

| 【道府県分】 | | | 単位費用 | | | |
|-----------|-------------------|--------------|-----------|-----------|----------|------------------|
| 見直し期間 | 需要項目 | 対象業務 | 見直し前 | 2018年度 | 増減額 | うち「ト」方式累積影響額(試算) |
| 2016～2020 | 高等学校費(円) | (学校用務員事務) | 58,900 | 56,100 | -2,800 | -976 |
| | 特別支援学校費(円) | | 2,098,000 | 2,099,000 | 1,000 | -11,657 |
| 2016～2018 | 道路橋りょう費(円) | (維持補修・清掃等) | 151,000 | 135,000 | -16,000 | -16,518 |
| 2016～2018 | 包括算定経費(百万円) | (庁舎管理等) | 19,082 | 15,827 | -3,255 | -132 |
| 2016 | | (庶務業務) | | | | -8 |
| 2017～2019 | その他の教育費(円) | (青少年教育施設管理) | 2,110 | 2,300 | 190 | -216 |
| 2017～2021 | その他の教育費(円) | (公立大学運営) | 212,000 | 212,000 | 0 | -260 |
| | | | | | | 理科系学部 |
| 【市町村分】 | | | 単位費用 | | | |
| 見直し期間 | 需要項目 | 対象業務 | 見直し前 | 2018年度 | 増減額 | うち「ト」方式累積影響額 |
| 2016～2020 | 小学校費(円) | (学校用務員事務) | 9,228,000 | 9,479,000 | 251,000 | -780,000 |
| | 中学校費(円) | | 9,126,000 | 8,691,000 | -435,000 | -780,000 |
| | 高等学校費(円) | | 73,100 | 70,300 | -2,800 | -1,200 |
| 2016～2018 | 道路橋りょう費(円) | (維持補修・清掃等) | 76,600 | 71,700 | -4,900 | -5,362 |
| 2016～2018 | 包括算定経費(百万円) | (庁舎管理等) | 2,018 | 1,750 | -268 | -11 |
| 2016～2020 | | (庶務業務) | | | | -7 |
| 2016～2018 | | (情報システム運用) | | | | -9 |
| 2016～2018 | その他の教育費(円) | (体育館等公共施設管理) | 5,060 | 5,220 | 160 | -19 |
| 2017～2021 | その他の教育費(円) | (公立大学運営) | 212,000 | 212,000 | 0 | -260 |
| | | | | | | 保健系学部 |
| 2016～2018 | 戸籍住民基本台帳費(戸籍数)(円) | (情報システム運用) | 1,210 | 1,170 | -40 | -85 |
| | 戸籍住民基本台帳費(世帯数)(円) | | 2,020 | 2,080 | 60 | -83 |
| | 徴税费(円) | | 4,540 | 4,610 | 70 | -124 |

(資料) 地方財務協会『地方交付税制度解説(単位費用編)』各年度および総務省資料「トップランナー方式について」より作成

*単位費用のトップランナー方式累積影響額は、控除する特定財源が小さいものはそのまま試算したので、厳密には若干低くなる場合がある。戸籍住民基本台帳費・徴税费については特定財源が大きいので一般財源比率で割り落とした

2018年度は、地方独立行政法人の活用を想定した窓口業務の委託が「ト」方式の対象となったが、標準委託仕様書が示された段階であり、自治体の民間委託実施状況も進捗しないことからその適用が見送られた⁽¹⁾。今年度の「経済財政運営と改革の基

(1) 総務省調査によれば、2017年4月1日現在の市区町村における窓口業務の民間委託実施状況は19.2%にとどまっている

本方針2018」や「新経済・財政再生計画改革工程表2018」では「ト」方式の2019年度の導入を視野に入れて検討をすとしており、今後の算定導入へ向けた政府の動向が注目される。

なお、「ト」方式により2018年度は470億円程度の需要額減が生じているが、この合理化分は教育情報化や特別支援教育支援員配置などの経費に充当されており、需要額全体でみると影響は中立である。

いずれにしても、単位費用において業務改革のモデルとなる経費水準を需要額に反映させる交付税算定のあり方は、地方交付税法第2条第6号の「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」とする単位費用の規定とは相容れない。「合理的、かつ妥当な水準」がトップランナーの経費水準とみなすこともできるが、その前提となる標準的条件を備えた地方団体というのは、自治体の平均的なレベルを想定したものであり⁽²⁾、「モデル」となる経費水準を標準とする考え方は法律の主旨には合わない。たとえそれが算定結果に実質的な影響を及ぼさないとしても、交付税制度を改革誘導の手段として利用すること自体、標準的行政水準の財源保障、財政調整という制度の根幹を揺るがしかねない。その点では「ト」方式導入を積極的に進めてきた経済財政諮問会議における民間議員の主張は、制度の主旨を無視した安易な改革論である。

(5) 合併算定替え終了対策 — 見直し内容の確定

「合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直し」は、合併による市町村の面積拡大などの態容変化を踏まえて、新たな財政需要を反映させるものとして2014年度より段階的に充実が図られている。

今年度で見直し内容が確定し、今後は段階的に金額に反映され2020年度までに約6,700億円程度の需要額が算定されることとなる。今年度は「その他の教育費」における図書館や社会体育施設の経費や密度補正の充実、「保健衛生費」における旧市町村単位の保健センター運営費等の経費充実、「商工行政費」「地域振興費」「包括算定経費」の各標準団体経費の充実が図られ、総額で約500億円の増額となった。

各自治体では従来の合併算定替えと新たな一本算定の2つの需要額算定を行い、後

(2) 遠藤 (1996) 参照

者が前者を上回った段階で、合併後の自治体を一つとする一本算定に移行する。2018年度現在、合併算定替えは581団体残っており、今年度は10団体が一本算定に移行した。一本算定への移行は2020～21年度に集中し、それぞれ321団体、231団体が見込まれている。

改めて5年間に見直された内容を振り返ると消防、土木、教育、福祉、衛生など多岐にわたり、旧市町村単位での財政需要が新たに算定された。このことは合併という広域化の手法が、一般論として語られる規模の経済を単純にもたらしものではないことを客観的に示すものである。

(6) 公共施設等適正管理推進事業費の交付税措置 — 対象事業と交付税措置の充実

自治体が策定する公共施設等総合管理計画および個別施設計画等にもとづき施設等の集約化・複合化、長寿命化、立地適正化などを行う場合、その財源として公共施設等適正管理推進事業債が90%充当可能であり、元利償還金の一定割合に交付税措置が講じられる。

2018年度は長寿命化の対象事業の拡大やユニバーサルデザイン化事業の新規の追加がはかられ、それらの元利償還金の交付税措置率を財政力に応じて30%～50%の幅で拡充した。

需要額算定では道府県、市町村とも地域振興費の事業費補正に反映される。対象事業と交付税措置の詳細は**図表3**の通りである。

図表 3

| 公共施設等の適正管理の推進 | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、地方財政措置を拡充 | | |
| 1. 地方財政計画の計上 | | |
| ○ 「公共施設等適正管理推進事業費」を増額（㉙3,500億円 → ㉚4,800億円） | | |
| ※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を増額（250億円） | | |
| 2. 地方財政措置の拡充 | | |
| ○ 「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業及び地方交付税措置の拡充 | | |
| 対 象 事 業 | 充 当 率 | 交 付 税 措 置 率 |
| ① 集約化・複合化事業 ▪ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 | 90% | 50% |
| ② <u>長寿命化事業【拡充】</u> 【公共用建物】 ▪ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ▪ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、 <u>治山施設、港湾施設、漁港施設、農道</u>) 対象を追加 | 90% | 30% ↓ 財政力に応じて 30~50% 【拡充】 |
| ③ 転用事業 ▪ 他用途への転用事業 | 90% | 財政力に応じて 30~50% 【拡充】 |
| ④ 立地適正化事業 ▪ コンパクトシティの形成に向けた事業 | 90% | 財政力に応じて 30~50% 【拡充】 |
| ⑤ <u>ユニバーサルデザイン化事業【新規】</u> ▪ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ▪ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業 | 90% | 財政力に応じて 30~50% 【拡充】 |
| ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ▪ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等 | 90% | 交付税措置対象分 75%の30% |
| ⑦ 除却事業 | 90% | — |

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象
(資料) 内閣官房ホームページ

(7) 障がい児保育の算定充実

地方単独事業である障がい児保育は、これまで総額400億円を交付税の社会福祉費と包括算定経費（市町村分）で算定してきた。2018年度は障がい児数の増加や受け入れ体制の整備などの実態調査を踏まえて800億円に引き上げた上で、算定を社会福祉費に一本化して密度補正に反映させ、係数に用いる指標を保育所在籍児童数から受け入れ障がい児数に変更することとなった。今回の引き上げは障がい児数の増加だけでなく、国の配置基準に応じた障がい児担当の保育士配置が行われている実態を踏まえたもので、自治体の取組実態が交付税算定に反映されたことは、交付税算定の充実の可能性として注目に値する。

(8) 基準財政収入額の徴収率の見直し

2016年度より基準財政収入額（以下「収入額」と呼ぶ）の見なし徴収率を全国の上位3分の1の実態を基準に、5年間をかけて段階的に引き上げており2018年度はその3年目になる。

(9) 県費負担教職員給与事務の政令市移譲にともなう税源移譲

第4次分権一括法成立にともない、2017年度から道府県の県費負担教職員給与の負担事務が政令市に移譲され、2018年度以降、政令市所在道府県の個人住民税所得割の2%相当が政令市に移譲された。

(10) 地方消費税清算基準の見直し

2018年度税制改正により、地方消費税の清算基準について、従来の消費統計（小売年間販売額およびサービス業対個人事業収入額）カバー率を75%から50%に引き下げ、従業者数を廃止し、消費代替指標である人口を50%に引き上げた。また、消費統計から百貨店などの量販店が除外されることにより、都市部への税収の集中を緩和する措置がとられた。

これにより、収入額算定においても道府県分の地方消費税、市町村分の地方消費税交付金の自治体間の算定結果に一定の影響が生じる。なお、今年度は市町村の交付金については総務大臣の定める額を算定基礎としている。地方消費税交付金の伸び率は、都道府県ごとに市町村で一律となっている。

2. 2018年度普通交付税算定の概要

(1) 基準財政需要額

図表4は財源不足団体の需要額の主な項目、収入額、交付税額を道府県、市町村別にみたものである。

まず、需要額をみると、個別算定経費は介護給付費や後期高齢者医療給付費などの社会保障関係費を中心に増加しており、とくに市町村分では障がい児保育事業費の充実により伸びが高くなっている。一方で、地財計画の歳出特別枠の廃止にともなう既存項目の単位費用への包括算入分の廃止は減要因となっている。

包括算定経費は道府県、市町村ともに減少幅が大きくなっている。「大綱」ではこの要因について触れられていないが、ここ数年の削減傾向を踏襲した形となっている。

歳出特別枠である地域経済・雇用対策費は皆減となっている。前年度は交付団体ベースで道府県分555億円、市町村分で707億円であり、とくに町村などの小規模自治体の算定で補正率が高いことから、2015年度以降比較的マイナスの影響が大きい。一方、地方創生枠はおおむね前年度並みである。

公債費等については道府県分がプラス、市町村分がマイナスとなっている。いずれも臨財債の元利償還金算入が増加要因となっている。市町村分では公債費を補正係数で算定する事業費補正の減少などがこれを相殺したとみられる。

臨財債振替相当額は地財計画の臨財債の抑制にともない、道府県分、市町村分ともマイナス1.5%となったため、臨財債控除後の需要額の増減は、いずれも小幅にとどまった。

図表 4

平成30年度普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

| 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%) | | | | | |
|---|------------------------------|----------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 区 分 | 道府県分 | | 市町村分 | | |
| | 平成30年度 | 対前年度伸率 | 平成30年度 | 対前年度伸率 | |
| 基準 財政 需要 額 | 個別算定経費 (c、d、e、f 除き) a | 165,774 | 0.2 | 176,152 | 1.2 |
| | 包括算定経費 b | 12,523 | △5.4 | 23,680 | △4.8 |
| | 地域経済・ 雇用対策費 c | 0 | 皆減 | 0 | 皆減 |
| | 地域の元気 創造事業費 d | 906 | 0.0 | 2,733 | 0.0 |
| | 人口減少等特 別対策事業費 e | 1,883 | △0.5 | 3,662 | △0.3 |
| | 公債費等 f | 34,076 | 0.8 | 27,479 | △0.9 |
| | 臨時財政対策 債振替相当額 g | 21,853 | △1.5 | 18,012 | △1.5 |
| | 合 計 (a+b+c+d+e +f-g) h | (215,163) 193,310 | (△0.3) △0.1 | (233,706) 215,694 | (△0.1) 0.1 |
| 基準財政収入額 | | 111,688 | 0.7 | 146,440 | 1.3 |
| 交付基準額 | | 81,622 | △1.3 | 69,253 | △2.7 |
| 普通交付税額 | | (103,288) 81,435 | (△1.3) △1.3 | (87,057) 69,045 | (△2.5) △2.7 |

(注) 1 () 書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 平成30年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

(資料) 「平成30年度普通交付税大綱」より抜粋

(2) 基準財政収入額

収入額は道府県分、市町村分とも地方消費税（同交付金）や個人住民税が伸びており、市町村では固定資産税や事業所税の伸びがこれに加わり道府県分よりも高い伸び率となっている。

今年度は、2017年度の県費負担教職員給与費事務の道府県から政令市への移譲にともなう個人住民税の税源移譲の実施。地方消費税の清算基準の見直しにともなう自治体間の税収の変動が生じた。

以上のように需要額の微減と収入額の増加があいまって、交付税額は前年度比減となり、収入額の増加幅が大きい市町村分で減少率が高くなっている。

(3) 不交付団体数

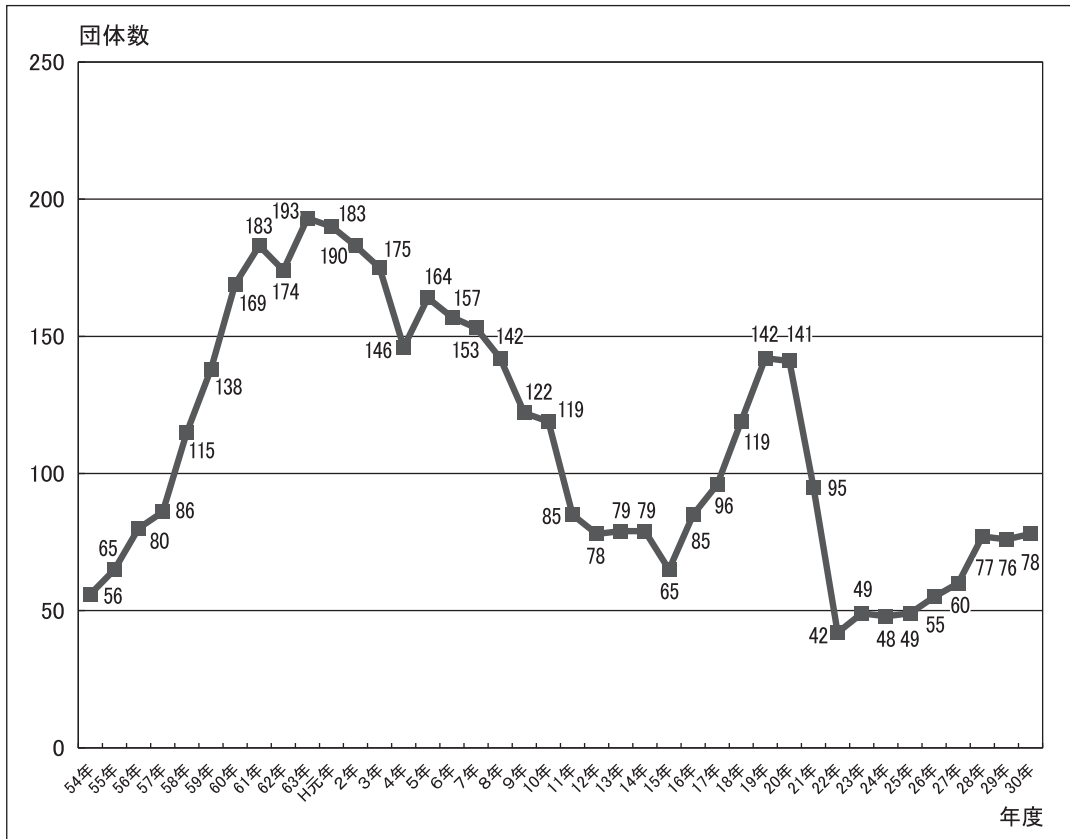
不交付団体数の変化はわずかで、都道府県では引き続き東京都1団体、市町村では昨年から2団体増えて77団体、計78団体となった。

図表5で不交付団体の推移をみると、2000年度以降は2007～2008年度の約140団体をピークにリーマンショック後に激減し、その後微増傾向をたどっている。

2004年度から2007年度にわたる不交付団体の急増は、需要額が抑制基調のなかで収入額が伸びたことによる。その後、リーマンショックを経て2011年度前後から需要額と収入額がいずれも増加傾向にあるため、収入額の伸びほど交付団体は増加していない。

この間、需要額では社会保障関係費の自然増や制度充実、歳出特別枠や地方創生枠などによる増加要因。収入額では地方税の自然増や地方消費税増税などの増加要因と法人住民税の交付税原資化による減少要因などが両者の動向に影響しており、不交付団体が微増にとどまる結果となっている。

図表5 不交付団体数の推移



(資料) 同上

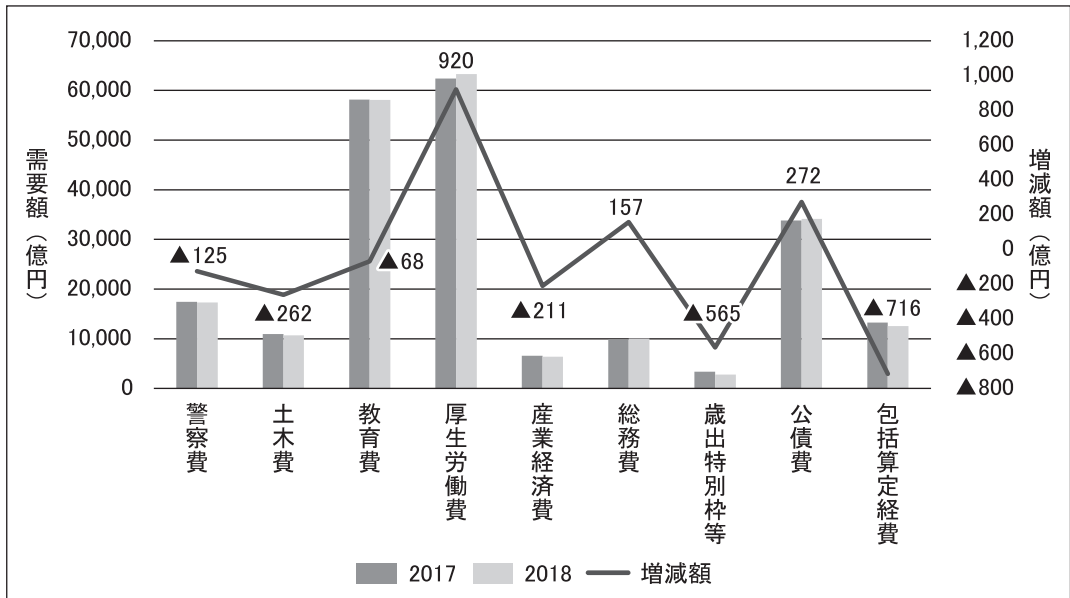
(4) 主要項目別の需要額の状況

図表6-1・2は需要額の主要項目別の状況である。

道府県分の増加項目は、厚生労働費、総務費、公債費であり、昨年度マイナスであった総務費は「地域振興費」の増加が寄与している。厚生労働費の増加幅は2017年度に比べて6割程度であり、「社会福祉費」の伸びが昨年に比べて低かったことによる。

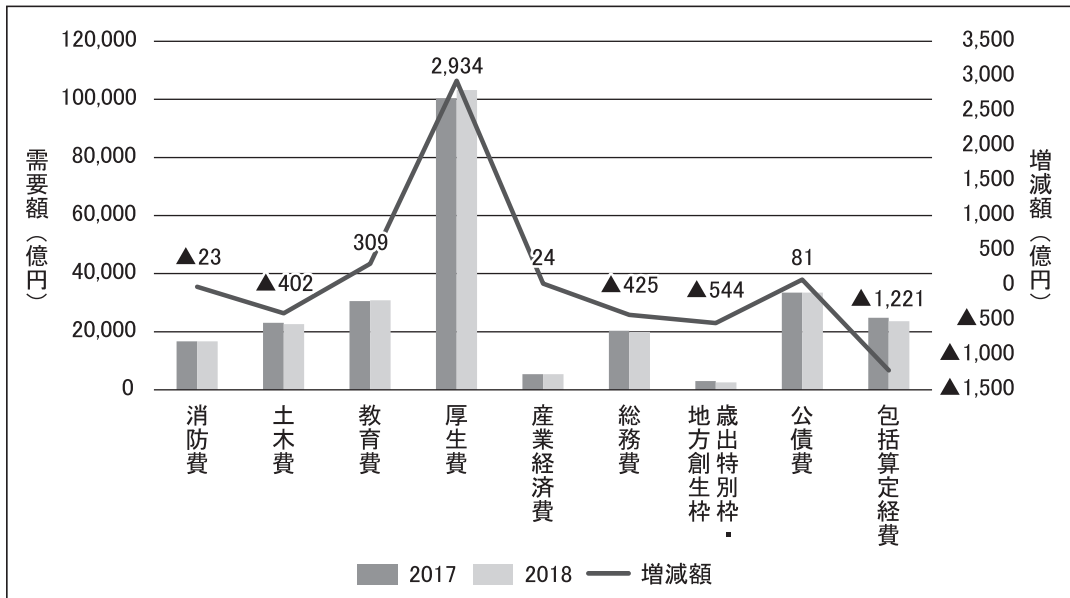
一方、マイナス項目では、昨年プラスであった警察費が単位費用の減少によりマイナスとなっているほか、減少幅が目立つのは、歳出特別枠の廃止による565億円の減少。包括算定経費の716億円の減少である。教育費は県費負担教職員給与費の移動があった昨年度に比べ小幅にとどまっている。

図表 6-1 主要項目別需要額の状況（道府県分・東京都除く）



(資料) 総務省「地方交付税算定計数資料」より作成

図表 6-2 主要項目別需要額の状況（市町村分・総額）



(資料) 同上

市町村分の増加項目は教育費、厚生費、産業経済費、公債費であり、教育費については児童・生徒数の減少によるマイナス要因があるものの、一方で「その他の教育費（人口）」における合併算定替え終了対策や施設給付費等の充実などのプラス要因が寄与し、全体として309億円の増加となっている。前年度マイナスであった産業経済費の増加は「商工行政費」における合併算定替え終了対策を含むプラス効果が、他のマイナス要因を相殺した結果である。

一方、減少項目は、ほぼ道府県分と同じ傾向がみられるが、総務費については地域振興費の減少が影響している。

(5) 公債費等の状況

地方債の元利償還金の交付税算入状況について、公債費算入および事業費補正⁽³⁾による算入の動向をみてみよう。

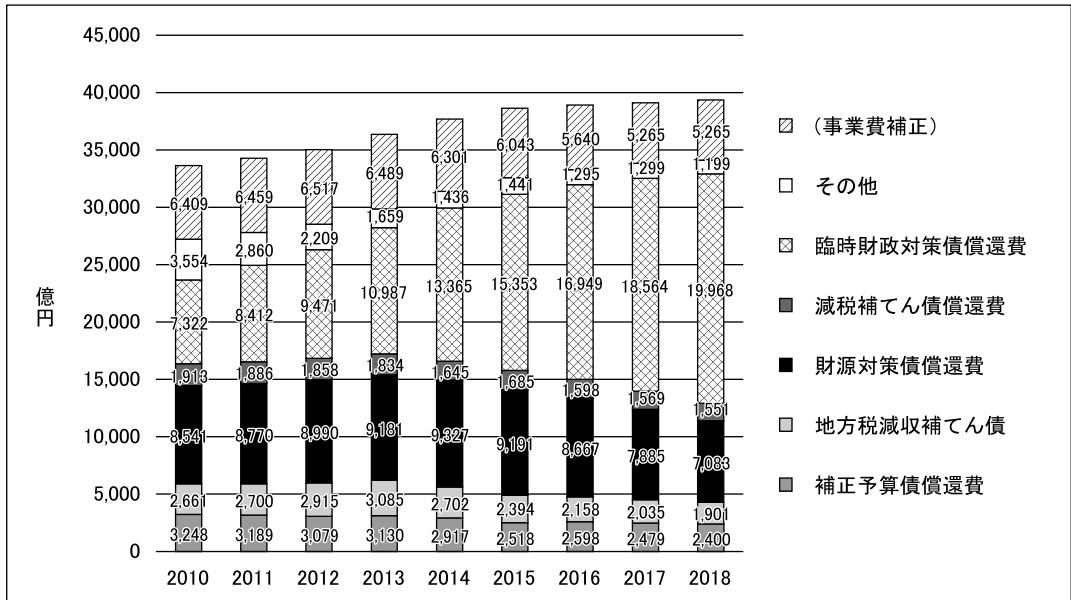
図表7-1・2は需要額の公債費の内訳と事業費補正の合計額の推移をみたものである。

2018年度も昨年同様に道府県分では増加傾向、市町村分では減少傾向にあり、いずれも臨財債償還費が公債費に占める割合が年々拡大傾向にある。また、市町村分では合併特例債償還費の増加が続いており、いわゆる平成合併時の起債分に加え、2012年の法改正で一般市町村は5年、東日本大震災被災自治体では10年の延長による起債分の償還が要因となっている。

このほか、事業費補正は中期的な減少傾向がみられ、とくに市町村分の減少が目立っている。

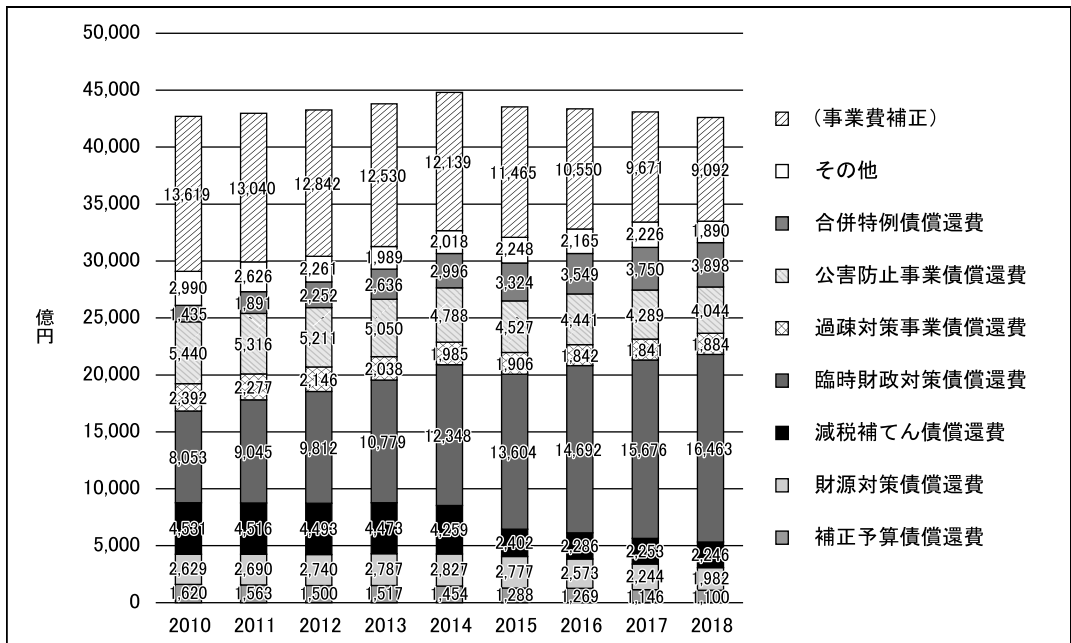
(3) 元利償還金の交付税算入には、主に実際の起債同意・許可額を測定単位として公債費項目に算入する公債費方式。上記の額を補正係数に反映させる事業費補正方式。標準団体の元利償還金を想定し単位費用に反映させる標準事業費方式の3つがある。本稿の分析ではデータの制約上、直接算入額が把握できる公債費と事業費補正を用いるが、これら2つが公債費算入の大半を占めるため、近似的な算定傾向としてみなすことができる

図表 7-1 主な需要額公債費の推移（道府県分・東京都除く * 事業費補正含む）



(資料) 同上

図表 7-2 主な需要額公債費の推移（市町村分・総額 * 事業費補正含む）



(資料) 同上

(6) 基準財政収入額の状況

収入額の内訳の状況は図表8-1・2の通りである。

道府県分では地方法人2税の減少がみられるのに対し、市町村分ではおおむね増加傾向となっている。

個人住民税については、2017年度の県費負担教職員給与費事務の移譲にともない、今年度から道府県から政令市への税源移譲の影響があるものの、算定全体で見るとその影響は表れていない。

政令市を抱える道府県の個人住民税所得割の状況を見ると、前年度比減となっているのは神奈川県、岡山県、広島県、熊本県の4県であり、これらも含めて、収入額全体では他の要因がマイナスの影響を相殺する結果となっている。

地方消費税交付金については既述の通り、地方消費税の清算基準の見直しにともなう影響を踏まえ、総務大臣の定める額としている。このため、同収入額の算定結果を見ると都道府県別の市町村で一律の伸び率となっている。

図表8-1 地方消費税の清算基準見直しの影響

| 道府県分（東京都除く） | （億円） | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| | 2017 | 2018 | 伸び率 |
| 道府県民税個人分 | 29,459 | 29,732 | 0.9% |
| 道府県民税法人分 | 3,553 | 3,516 | -1.1% |
| 利子割 | 93 | 123 | 31.7% |
| 配当割 | 461 | 394 | -14.5% |
| 株式等譲渡所得割 | 255 | 411 | 61.2% |
| 道府県民税計 | 33,823 | 34,176 | 1.0% |
| 事業税 | 24,621 | 24,069 | -2.2% |
| 地方消費税 | 16,958 | 17,805 | 5.0% |
| 自動車税 | 10,619 | 10,682 | 0.6% |
| 軽油引取税 | 5,717 | 5,847 | 2.3% |
| その他の税 | 3,762 | 3,837 | 2.0% |
| 法定普通税計 | 95,499 | 96,414 | 1.0% |
| 地方譲与税 | 14,714 | 14,558 | -1.1% |
| うち地方法人特別譲与税 | 13,294 | 13,174 | -0.9% |
| その他 | 684 | 715 | 4.6% |
| 合計 | 110,897 | 111,688 | 0.7% |

(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

図表 8-2 地方消費税の清算基準見直しにともなう同交付金の影響

| 市町村分（総額） | （億円） | | |
|-------------|---------|---------|-------|
| | 2017 | 2018 | 伸び率 |
| 市町村民税個人分 | 63,478 | 64,325 | 1.3% |
| 市町村民税法人分 | 15,044 | 15,094 | 0.3% |
| 市町村民税計 | 78,522 | 79,420 | 1.1% |
| 固定資産税 | 66,241 | 66,688 | 0.7% |
| 事業所税 | 2,784 | 2,827 | 1.5% |
| 税交付金 | 23,607 | 24,425 | 3.5% |
| うち地方消費税交付金 | 19,555 | 20,010 | 2.3% |
| その他の税 | 8,822 | 8,427 | -4.5% |
| 法定普通税・目的税等計 | 179,976 | 181,786 | 1.0% |
| 地方譲与税 | 4,034 | 4,132 | 2.4% |
| その他 | 891 | 1,052 | 18.1% |
| 合計 | 184,900 | 186,970 | 1.1% |

（資料） 同上より作成

図表 9 は同交付金の都道府県別の伸び率である。都道府県ごとの特定の傾向はみられないが、東京都から其他道府県市町村への実質的な再配分効果が生じていることは明らかである。この結果、不交付団体から交付団体への税源の再配分効果により、交付団体の財源不足の縮小効果をもたらしている。

図表 9 地方消費税交付金（基準財政収入額）の前年度比伸び率

| | 伸び率 | | 伸び率 | | 伸び率 | | 伸び率 |
|-----|-------|------|--------|------|-------|------|-------|
| 北海道 | 2.2% | 東京都 | -14.2% | 滋賀県 | 11.4% | 香川県 | 3.2% |
| 青森県 | 8.0% | 神奈川県 | 6.1% | 京都府 | 2.4% | 愛媛県 | 5.7% |
| 岩手県 | 6.8% | 新潟県 | 6.8% | 大阪府 | -1.7% | 高知県 | 2.4% |
| 宮城県 | 6.8% | 富山県 | 6.1% | 兵庫県 | 5.7% | 福岡県 | 1.1% |
| 秋田県 | 5.5% | 石川県 | 3.9% | 奈良県 | 11.4% | 佐賀県 | 3.9% |
| 山形県 | 8.5% | 福井県 | 4.9% | 和歌山県 | 6.7% | 長崎県 | 4.5% |
| 福島県 | 6.0% | 山梨県 | 5.7% | 鳥取県 | 4.6% | 熊本県 | 3.9% |
| 茨城県 | 8.5% | 長野県 | 4.9% | 島根県 | 6.6% | 大分県 | 2.4% |
| 栃木県 | 4.0% | 岐阜県 | 7.4% | 岡山県 | 2.7% | 宮崎県 | 4.2% |
| 群馬県 | 6.0% | 静岡県 | 3.7% | 広島県 | 1.3% | 鹿児島県 | 3.6% |
| 埼玉県 | 13.0% | 愛知県 | 3.1% | 山口県 | 5.0% | 沖縄県 | 10.7% |
| 千葉県 | 10.4% | 三重県 | 7.5% | 徳島県 | 3.2% | | |

（資料） 同上より作成

（注） 都道府県別の市町村伸び率は一律となっている

（注） 千葉県館山市と長柄町は10.3%

3. 算定基礎の状況 — 需要額を中心に

続いて、需要額の算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数の動向をみていこう。

(1) 単位費用の状況

図表10は公債費を除く単位費用の前年度比較である。

単位費用が前年度を下回った項目数は皆減となった地域経済・雇用対策費を除くと、道府県分では36項目中17項目（2017年度21項目）、市町村分では40項目中14項目（2017年度21項目）となり、いずれも前年度を下回っている。

また、単位費用に占める給与費分の減少数についても、道府県分では16項目（2017年度20項目）、市町村分では7項目（2017年度20項目）にとどまっている。これは、単位費用の算定基礎となる給与単価の引き上げや地財計画における一般職員の人員が増員されたことなどが寄与しているものと推察される。

図表11は単位費用の主な増減要因を整理したものである。

今年度は「ト」方式や合併算定替え終了対策の継続見直しおよび歳出特別枠の廃止にともなう包括加算の廃止、社会保障関係費の増加などを除けば目立った増減要因はない。

新規算定関係は以下の通りである。

- 部活動指導員の配置経費
2017年4月の学校教育法施行規則改定にもとづき、中学校、高等学校等における部活動指導や大会の引率などを行う部活動指導員が制度化されたことにともなう算定
- 地方税共通納税システムの導入に要する経費
2018年税制改正にともない、全自治体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムの導入経費。施行は2019年10月。

図表10 単位費用の状況（公債費を除く）

| (道府県分) | | | | | | (市町村分) | | | | | | | | | |
|---------|--------------|-----------|-------------------|-------------|----------------------|-----------|---------|------------|-----------|--------------|----------------------|-----------|-----------|-------|-------|
| 費目 | 測定単位 | 単位費用 | | | 単位費用中 給与費の 伸び率 | 費目 | 測定単位 | 単位費用 | | | 単位費用中 給与費の 伸び率 | | | | |
| | | 2017 | 2018 | 単位費用 伸び率 | | | | 2017 | 2018 | 単位費用 伸び率 | | | | | |
| 警察費 | 警察職員数 | 8,366,000 | 8,306,000 | -0.7% | -0.6% | 消防費 | 人口 | 11,300 | 11,300 | 0.0% | -0.3% | | | | |
| 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路の面積 | 141,000 | 135,000 | -4.3% | -0.5% | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路の面積 | 73,500 | 71,700 | -2.4% | 0.2% | | |
| | | 道路の延長 | 2,007,000 | 2,024,000 | 0.8% | | | | 道路の延長 | 193,000 | 194,000 | 0.5% | | | |
| | 河川費 | 河川の延長 | 181,000 | 188,000 | 3.9% | -3.6% | | 港湾費（港湾） | 係留施設の延長 | 27,100 | 27,200 | 0.4% | 0.2% | | |
| | 港湾費（港湾） | 係留施設の延長 | 28,200 | 28,300 | 0.4% | 0.3% | | | | 外郭施設の延長 | 6,180 | 6,140 | -0.6% | | |
| | | 外郭施設の延長 | 6,180 | 6,140 | -0.6% | | | 港湾費（漁港） | 係留施設の延長 | 10,500 | 10,400 | -1.0% | 0.5% | | |
| | 港湾費（漁港） | 係留施設の延長 | 10,500 | 10,400 | -1.0% | 0.5% | | | | 外郭施設の延長 | 4,360 | 4,310 | -1.1% | | |
| | | 外郭施設の延長 | 5,980 | 5,930 | -0.8% | | | 都市計画費 | 計画区域人口 | 988 | 988 | 0.0% | 0.3% | | |
| | その他の土木費 | 人口 | 1,390 | 1,340 | -3.6% | -0.9% | | 公園費 | 人口 | 530 | 530 | 0.0% | 0.4% | | |
| | 教育費 | 小学校費 | 教職員数 | 6,262,000 | 6,253,000 | -0.1% | | -0.1% | 教育費 | 都市公園の面積 | 36,300 | 36,300 | 0.0% | | |
| | | 中学校費 | 教職員数 | 6,323,000 | 6,322,000 | 0.0% | | -0.1% | | 下水道費 | 人口 | 94 | 94 | 0.0% | |
| 教職員数 | | | 6,512,000 | 6,556,000 | 0.7% | 0.7% | その他の土木費 | 人口 | | 1,700 | 1,620 | -4.7% | -2.7% | | |
| 高等学校費 | | 生徒数 | 55,100 | 56,100 | 1.8% | 2.3% | 小学校費 | 児童数 | | 43,200 | 43,000 | -0.5% | 0.0% | | |
| | | 特別支援学校費 | 教職員数 | 6,194,000 | 6,155,000 | -0.6% | | -0.6% | | | 学級数 | 850,000 | 890,000 | 4.7% | 0.2% |
| その他の教育費 | | 学級数 | 2,028,000 | 2,099,000 | 3.5% | 0.2% | | 学校数 | | 9,079,000 | 9,479,000 | 4.4% | 4.5% | | |
| | | 人口 | 2,200 | 2,300 | 4.5% | -0.4% | | 生徒数 | | 40,700 | 40,600 | -0.2% | 0.0% | | |
| 厚生労働費 | | 生活保護費 | 高等専門学校及び大学の学生の数 | 212,000 | 212,000 | 0.0% | | 中学校費 | | 学級数 | 1,042,000 | 1,097,000 | 5.3% | 0.2% | |
| | | | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 | 286,000 | 289,600 | 1.3% | | | | 高等学校費 | 教職員数 | 6,563,000 | 6,558,000 | -0.1% | -0.1% |
| | | 生活保護費 | 町村部人口 | 9,330 | 9,330 | 0.0% | 0.0% | | | | 生徒数 | 69,600 | 70,300 | 1.0% | 1.3% |
| | 社会福祉費 | 人口 | 15,100 | 15,700 | 4.0% | -5.6% | その他の教育費 | 人口 | 5,140 | 5,220 | 1.6% | -2.4% | | | |
| | 衛生費 | 人口 | 14,700 | 14,600 | -0.7% | 2.9% | 幼稚園児数* | 369,000 | 386,000 | 4.6% | 3.1% | | | | |
| | 高齢者保健福祉費 | 65歳以上人口 | 48,300 | 50,000 | 3.5% | -2.8% | 生活保護費 | 市部人口 | 9,520 | 9,440 | -0.8% | -2.9% | | | |
| | | 75歳以上人口 | 93,700 | 95,700 | 2.1% | | | 社会福祉費 | 人口 | 22,300 | 23,400 | 4.9% | 0.2% | | |
| | 労働費 | 人口 | 447 | 430 | -3.8% | -2.2% | 保健衛生費 | 人口 | 7,780 | 7,860 | 1.0% | -1.8% | | | |
| | 産業経済費 | 農業行政費 | 農家数 | 110,000 | 107,000 | -2.7% | 0.2% | 高齢者保健福祉費 | 65歳以上人口 | 63,800 | 65,600 | 2.8% | 1.3% | | |
| | | 林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | 5,010 | 5,020 | 0.2% | -0.6% | | | 75歳以上人口 | 82,200 | 83,800 | 1.9% | | |
| 公有林野の面積 | | | 15,300 | 15,300 | 0.0% | 0.0% | 清掃費 | 人口 | 5,080 | 5,020 | -1.2% | -2.1% | | | |
| 水産行政費 | | 水産業者数 | 335,000 | 336,000 | 0.3% | -2.7% | 農業行政費 | 農家数 | 83,400 | 84,300 | 1.1% | 1.1% | | | |
| 商工行政費 | 人口 | 1,980 | 1,910 | -3.5% | -2.1% | 林野水産行政費 | 林水産業従業者 | 291,000 | 285,000 | -2.1% | 0.2% | | | | |
| 総務費 | 徴税費 | 世帯数 | 5,930 | 5,870 | -1.0% | -1.2% | 産業経済費 | 商工行政費 | 人口 | 1,240 | 1,310 | 5.6% | 9.4% | | |
| | 恩給費 | 恩給受給権者数 | 1,067,000 | 1,042,000 | -2.3% | | | 徴税費 | 世帯数 | 4,380 | 4,610 | 5.3% | 3.8% | | |
| | | 地域振興費 | 人口 | 607 | 560 | -7.7% | | -1.9% | 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍数 | 1,170 | 1,170 | 0.0% | 1.3% | |
| | 地域経済・雇用対策費 | 人口 | 450 | | 皆減 | | | 世帯数 | 2,090 | 2,080 | -0.5% | 0.6% | | | |
| | 地域の元気創造事業費 | 人口 | 950 | 950 | 0.0% | | | 地域振興費 | 人口 | 1,820 | 1,830 | 0.5% | 0.2% | | |
| | 人口減少等特別対策事業費 | 人口 | 1,700 | 1,700 | 0.0% | | | 地域経済・雇用対策費 | 面積 | 1,038,000 | 1,039,000 | 0.1% | 0.4% | | |
| | 包括算定経費 | 人口 | 9,800 | 9,310 | -5.0% | | | | | 人口 | 420 | | 皆減 | | |
| | | 面積 | 1,219,000 | 1,163,000 | -4.6% | | | 地域の元気創造事業費 | 人口 | 2,530 | 2,530 | 0.0% | | | |
| | 総務費 | 包括算定経費 | 人口減少等特別対策事業費 | 人口 | 3,400 | 3,400 | | 0.0% | | 人口減少等特別対策事業費 | 人口 | 18,380 | 17,500 | -4.8% | |
| | | | 包括算定経費 | 面積 | 2,426,000 | 2,343,000 | | -3.4% | | 包括算定経費 | 面積 | 2,426,000 | 2,343,000 | -3.4% | |

(資料) 地方財務協会「地方財政」2018年5月号より作成

(注) 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

(資料) 地方財務協会「平成30年度地方交付税制度解説（単位費用編）」より作成

(注) 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

図表11 項目別単位費用の主な増減理由

| 主な増減要因 | | |
|-------------|-------------------------|---|
| 道 府 県 | 警察費（警察職員数） | 各種手数料の見直し |
| | 道路橋りょう費（道路の面積） | トップランナー方式による見直し（道路維持補修・清掃等の経費 3年目最終年） |
| | 小・中学校費 | 標準団体規模（一般教員・事務職員数）の見直し、 中学校費における部活動指導員の配置経費の新規算定 |
| | 高等学校費（生徒数） | トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 3年目）、 部活動指導員の配置経費の新規算定 |
| | 特別支援学校費（学級数） | トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 3年目） |
| | その他の教育費（人口） | トップランナー方式による見直し（青少年教育施設 2年目） |
| | その他の教育費（高等専門学校及び大学の学生数） | トップランナー方式による見直し（公立大学 2年目） |
| | 生活保護費 | 扶助単価等の改定 |
| | 社会福祉費 | 標準団体規模（職員数）の見直し、国民健康保険指導員の保健衛生費への移し替え、 子どものための教育・保育給付費負担金・障がい児入所給付費等負担金・障がい者自立支援給付費負担金の増加 |
| | 衛生費 | 国民健康保険指導員の社会福祉費からの移し替え |
| | 高齢者保健福祉費（65歳以上人口） | 標準団体規模の見直し（要支援・要介護者数 78,758人→84,451人）、居宅介護支援事業者指定及び指導・監査等に関する経費の市町村分への移譲、 介護給付費負担金・地域支援事業交付金の増加 |
| | 高齢者保健福祉費（75歳以上人口） | 介護給付費負担金・地域支援事業交付金・後期高齢者医療給付費負担金の増加 |
| | 徴税費 | 地方税共通納税システムの導入に要する経費の新規算定 |
| | 包括算定経費（人口） | トップランナー方式による見直し（庁舎管理経費 3年目最終年）、事業費の減 |
| 市 町 村 | 道路橋りょう費（道路の面積） | トップランナー方式による見直し（道路維持補修・清掃等の経費 3年目最終年） |
| | 都市計画費（人口） | 合併算定替え終了対策による職員数や経費の見直し（2年目） |
| | その他の土木費 | 合併算定替え終了対策による職員数や経費の見直し（2年目） |
| | 小・中学校費（児童数・生徒数） | 要保護・準要保護・生徒関係経費の充実 |
| | 小・中学校費（学級数） | 建物等維持修繕費の充実 |
| | 小・中学校費（学校数） | トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 3年目）、 教育情報化対策経費の充実、中学校費における部活動指導員の配置経費の新規算定 |
| | 高等学校費（生徒数） | トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 3年目）、 部活動指導員の配置経費の新規算定 |
| | その他の教育費（人口） | トップランナー方式による見直し（社会体育施設 3年目最終年）、トップランナー方式による見直し（公立大学 2年目）、合併算定替え終了対策による標準団体の公民館数の見直し（3年目最終年）、 合併算定替え終了対策による標準団体の図書館数の見直し（1年目） |
| | 生活保護費 | 扶助単価等の改定 |
| | 社会福祉費 | 合併算定替え終了対策による標準団体の経費の見直し（3年目最終年）、 障がい児保育に要する経費など子育て支援新制度に関する経費の充実 |
| | 保健衛生費 | 合併算定替え終了対策による経費の見直し（3年目最終年） |
| | 高齢者保健福祉費（65歳以上人口） | 合併算定替え終了対策による標準団体の職員数の見直し（3年目最終年）、標準団体規模の見直し（要支援・要介護者数等 養護老人ホーム措置者数58人→50人/月 要支援・要介護者数4,566人→4,895人）、 介護給付費負担金・地域支援事業交付金の増加 |
| | 高齢者保健福祉費（75歳以上人口） | 介護給付費負担金・地域支援事業交付金・後期高齢者医療給付費負担金の増加 |
| | 農業行政費 | 合併算定替え終了対策による標準団体の職員数等の見直し（2年目）、標準団体の行政規模（農業委員数及び農地利用最適化推進委員数）の見直し |
| | 徴税費 | トップランナー方式による見直し（電算処理に要する経費 3年目最終年）、合併算定替え終了対策による職員数等の経費の見直し（3年目最終年）、 地方税共通納税システムの導入に要する経費の新規算定 |
| | 戸籍住民基本台帳費（戸籍数） | トップランナー方式による見直し（電算処理に要する経費 3年目最終年） |
| | 戸籍住民基本台帳費（世帯数） | トップランナー方式による見直し（電算機リース料 3年目最終年） |
| | 地域振興費（人口） | 合併算定替え終了対策による標準団体の経費の見直し（1年目） |
| | 包括算定経費（人口） | トップランナー方式による見直し（庶務業務経費、庁舎管理、情報システム運用 3年目最終年）、 合併算定替え終了対策による標準団体の経費の見直し（1年目）、障がい児保育に要する経費の社会福祉費への振替、事業費の減 |

（資料） 『地方財政』2018年5月号より作成

（注） 太字は新規算入・見直しまたは充実した算定

(2) 測定単位の状況

今年度は毎年度の学校基本調査の数値が反映される教育費関連以外は大きな改定はなく、需要額への影響は少なかった。ただし、教育費が占める割合が高い道府県では測定単位の減少が需要額の総額の変動要因となっている。

(3) 補正係数

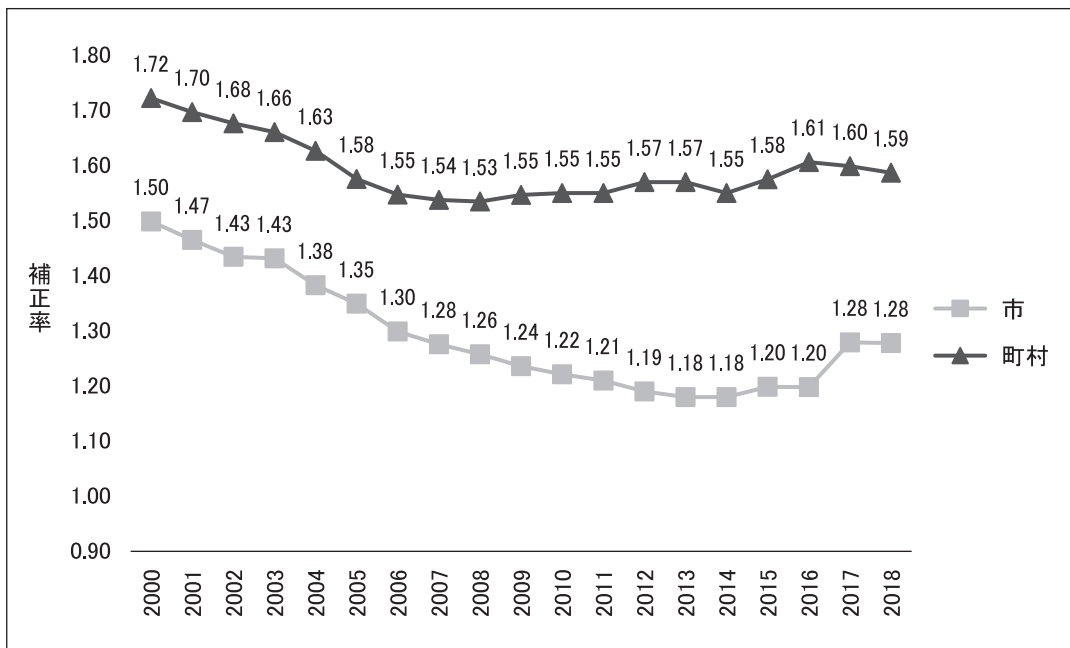
需要額の項目ごとの補正前、補正後の測定単位の、それぞれに単位費用を乗じて需要額を積算し、その差をとったものを補正率と呼ぶ。

図表13は2000年度以降の補正率の推移をみたものである。ここ10年ほどは町村の補正率が下げ止まり微増傾向にあるが、2016年度の1.61をピークに2年連続で減少している。

厳密な特定はできないが、歳出特別枠廃止縮減、2015年度国勢調査人口改定にともなう数値急減補正の段階的縮減などが要因として考えられる。

一方、市についても2013年度以降下げ止まりの傾向にある。2017年度以降突出して

図表12 市、町村別の補正率の推移



(資料) 前掲「計数資料」より作成

いるのは、県費負担教職員給与事務の政令市移譲を算定する態容補正の導入によるものであり、市全体としては大きな変動はないものとみられる。

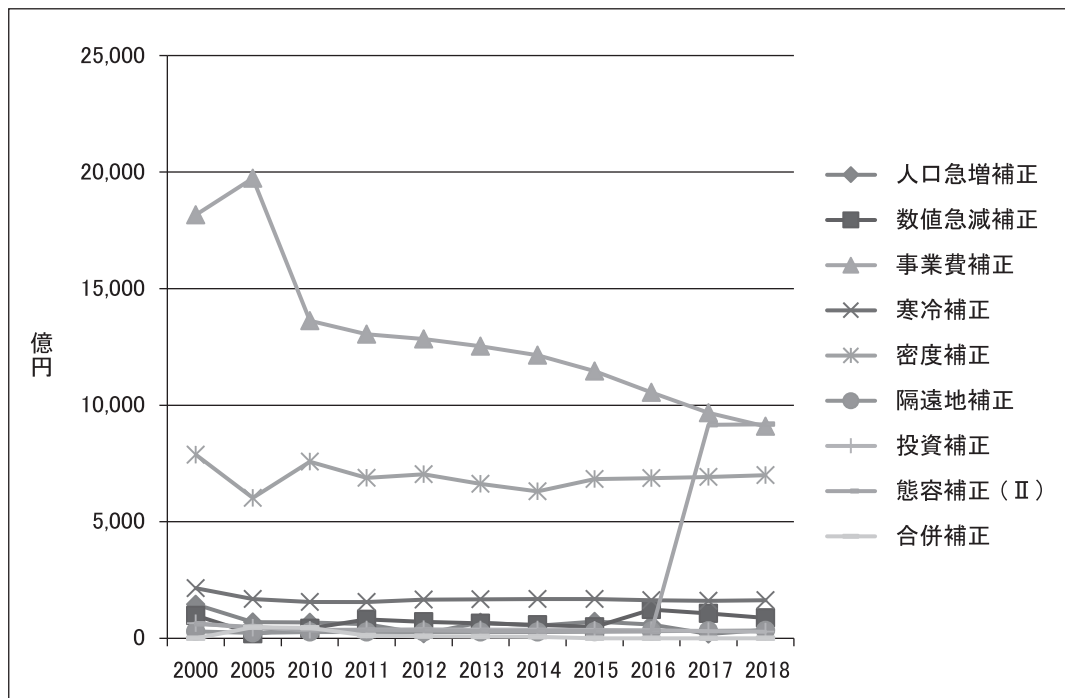
次に個別の補正係数の需要額への影響について、データがとれる加算項目についてみてみよう。

図表13は交付税算定において補正係数の加算項目⁽⁴⁾の需要額への加算額の推移をみたものである。引き続き大きな額を占めているのが事業費補正で、公共事業の大幅な抑制のもとで算定対象となる元利償還金が減少し続けている。

態容補正Ⅱは県費負担教職員給与事務の政令市移譲にともない新たに算定されたことから突出しており、今年度、加算額では事業費補正を上回った。

グラフ下方の数値急減補正は2016年度に上昇しているが、2015年度国調人口の改定

図表13 補正係数（加算項目のみ）による需要加算額



(資料) 同上

(4) 需要額算定における補正係数は、経費項目ごとに適用される個々の補正係数を累乗加算した最終補正係数で算定する。このうち需要額への加算額が推計できる加算項目のみ、関連資料のデータとして入手できる

にともなう測定単位の急減に対応したもので段階的に縮減している。

こうしたなかで、補正効果が高まっているのが密度補正である。

密度補正は人口、施設立地の集中度、元利償還金の算定など、その役割は多岐にわたっている。近年の上昇にはさまざまな要因があるが、2015年度子ども子育て新制度の導入にともなう各種施設需要の算定や2016年度以降の合併算定替え終了対策などによる新たな補正導入などがあげられる。

交付税改革をめぐっては長年にわたり簡素化が目指され、補正係数の整理合理化や包括算定経費の導入などが進められてきた。しかし、市町村合併、大都市制度の多様化と権限移譲、人口等の偏在などにより、自治体間の各種態容差が顕著になっており、補正係数の役割は重要性を帯びてくる。その点では「合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定に見直し」はこれを象徴するものといえる。

毎年度の動向を追っている市町村分の段階補正の上限値については、**図表14**に整理した。前年度を上回った項目は4つと前年度より少ないものの、全体として比較的安定的に推移している。項目別の特徴ではその他の土木費（人口）で経年的な係数の上

図表14 段階補正の上限値

| | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 消防費（人口） | 1.940 | 1.980 | 2.035 | 1.980 | 2.065 | 2.105 | 2.100 | 2.095 | 2.110 | 2.120 | 2.120 |
| その他の土木費（人口） | 1.705 | 1.700 | 1.740 | 1.680 | 1.650 | 1.630 | 1.845 | 1.925 | 1.935 | 1.880 | 1.940 |
| その他の教育費（人口） | 2.115 | 2.145 | 2.180 | 2.155 | 2.160 | 2.150 | 2.250 | 2.210 | 2.205 | 2.190 | 2.210 |
| 社会福祉費（人口） | 1.445 | 1.490 | 1.540 | 1.570 | 1.565 | 1.540 | 1.540 | 1.350 | 1.330 | 1.325 | 1.325 |
| 保健衛生費（人口） | 2.390 | 2.850 | 2.995 | 3.180 | 3.115 | 2.990 | 2.960 | 2.865 | 2.875 | 2.860 | 2.895 |
| 高齢者保健福祉費（65歳以上人口） | 1.966 | 1.953 | 1.769 | 1.778 | 1.796 | 1.758 | 1.744 | 1.734 | 1.702 | 1.651 | 1.718 |
| 農業行政費（農家数） | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 | 2.383 |
| 商工行政費（人口） | 2.475 | 2.480 | 2.415 | 2.420 | 2.427 | 2.420 | 2.645 | 2.660 | 2.740 | 2.830 | 2.715 |
| 徴税費（人口） | 1.920 | 2.860 | 2.780 | 2.970 | 3.180 | 3.280 | 3.500 | 3.540 | 3.600 | 3.670 | 3.660 |
| 戸籍住民基本台帳費（戸籍数） | 1.352 | 1.337 | 1.405 | 1.418 | 1.470 | 1.490 | 1.519 | 1.591 | 1.578 | 1.551 | 1.508 |
| 戸籍住民基本台帳費（世帯数） | 1.980 | 1.940 | 2.140 | 2.510 | 2.260 | 2.380 | 2.440 | 2.420 | 2.380 | 2.440 | 2.440 |
| 地方再生対策費（人口） | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | | | | | | | |
| 地域の元気創造費（人口） | | | | | | | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 |
| 人口減少等特別対策事業費 | | | | | | | | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 |
| 包括算定経費（人口） | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 | 15.000 |

（資料） 市町村の普通交付税算出資料より作成（かつこ内は測定単位）

（注） 網掛けは前年度を上回る項目

昇が見られるほか、農業行政費については長期的に変動がない。一方、総務費関連の戸籍住民基本台帳費（戸籍数）は、3年連続して低下している。

4. 算定結果の分析

最後に今年度の算定結果を踏まえて、近年の交付税算定の特徴的な傾向について分析を加えてみよう。

（1）歳出特別枠等の需要額への影響（市町村分 総額）

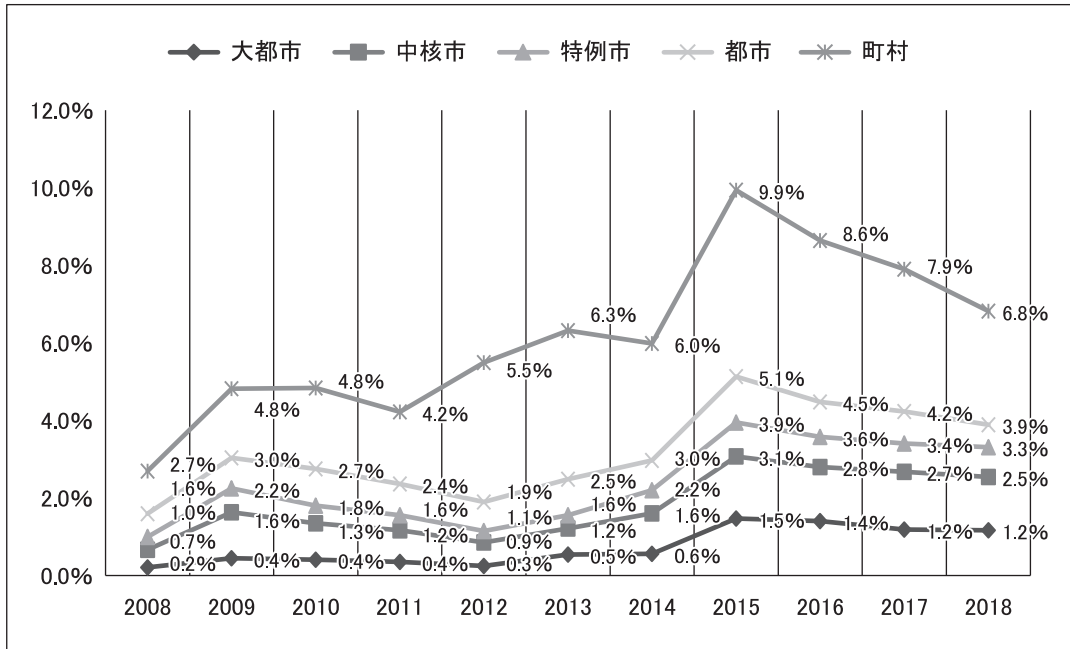
図表15は2008年度の地方再生費創設以降、歳出特別枠などの臨時項目の需要額が個別算定経費（公債費除く 臨時項目含む）に占める割合を、市町村の規模別の推移で表したものである。

地方創生枠が創設された2015年度をピークに、歳出特別枠の段階的縮減廃止によってその割合は減少傾向にある。2018年度の割合は町村において6.8%と前年度から1.1ポイント低下し、需要額へのマイナスの影響が最も大きくなっている。その他では都市規模が大きくなるにつれて、低下の幅は小さくなっており、地方創生枠による算定のウエイトが高いことがうかがわれる。

図表16は人口10万人以下の市町村について、個別算定経費に占める歳出特別枠および地方創生枠の合計割合を人口規模別の分布で表し、これを地方創生枠導入前の2014年度と直近の2018年度でみたものである。

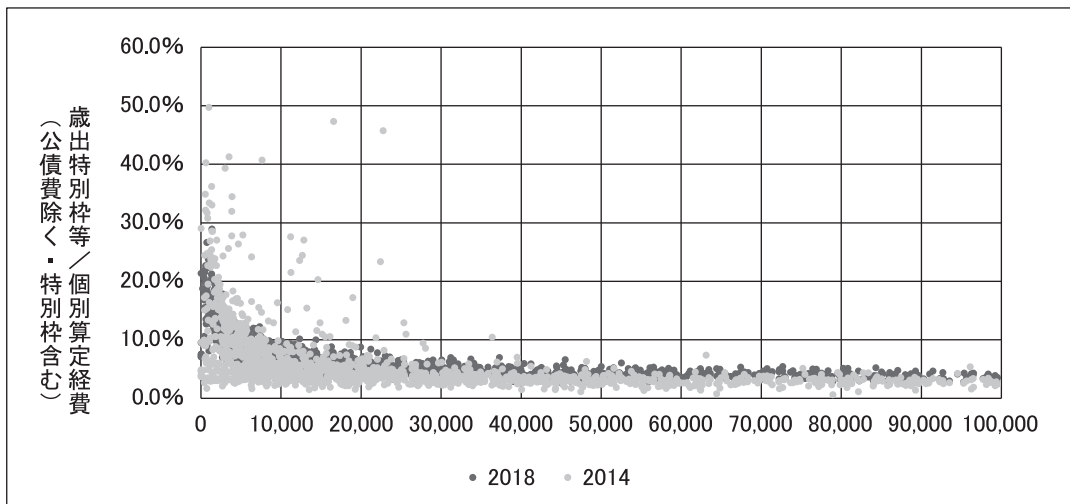
いずれも段階補正が適用されていることから右肩下がりの分布となっており、人口1万人未満あたりから、需要額に占める割合が10%を超える自治体が多くみられる。とりわけ歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が縮減に向かう2014年度は、20%を超える自治体の数が多かったが、これが廃止された2018年度は低下しており、逆に比較的人口規模が大きい自治体で割合が高くなっている。地方創生枠では成果指標の採用などにより、比較的都市部の交付税算定にもプラスに寄与していることがわかる。ただし、全般的な分布状況からみて、3年間にわたる成果指標へのシフトが小規模自治体に顕著に不利になる状況はみられず、地方創生枠の交付税算定にもたらす影響は限定的なものと推察される。

図表15 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合



(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表16 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合の人口別分布（人口10万人以下）



(資料) 前掲「内訳」より作成

(2) 包括算定経費の動向

包括算定経費は2007年度のいわゆる新型交付税の導入にともない創設され、従来の経常経費と投資的経費に区分された経費のうち、経常経費の総務費関連や投資的経費を移行させた。測定単位は人口および面積からなり、人口では企画費、総務費、各種委員会等費、議会費、建設事業費。面積では企画費、河川・水防費等、建設事業費が算定されている。いずれも全額一般財源で単位費用の単位は百万円と他の項目に比べて概数で算定されており、人口では段階補正だけが適用されることから、人口の小さい自治体で相対的に係数が高くなる。

同項目の単位費用は減少傾向にあり、しかも減少幅の大きさが目立つ。毎年度の見直し理由については、解説資料では「ト」方式以外にほとんど説明がなく、いわばブラックボックス化しており、今後の動向も予想ができない。

図表17-1～4は創設以降の包括算定経費の単位費用の主要内訳の推移である。

◆ 測定単位 — 人口

道府県分は2010年度、市町村分は2011年度をピークに減少傾向にあり、ピーク時と比較した2018年度の水準は道府県分でマイナス23.5%、市町村分でマイナス22.2%の減少である。内訳で見ると金額が大きい企画費、総務費、建設事業費の減少によるものであり、特に総務費減少額が大きい。

総務費の内訳で金額の減少幅が大きい項目に注目すると道府県分では総合事務所費、消防防災費、その他経費。市町村分では人事管理費やその他経費があげられる。いずれも削減の根拠は不明であるが、その他経費は包括算定経費総額の調整弁となっている可能性がある。なお、企画費や総務費は「ト」方式の対象となっているが、対象となる情報管理費関連の減少幅は小さい。

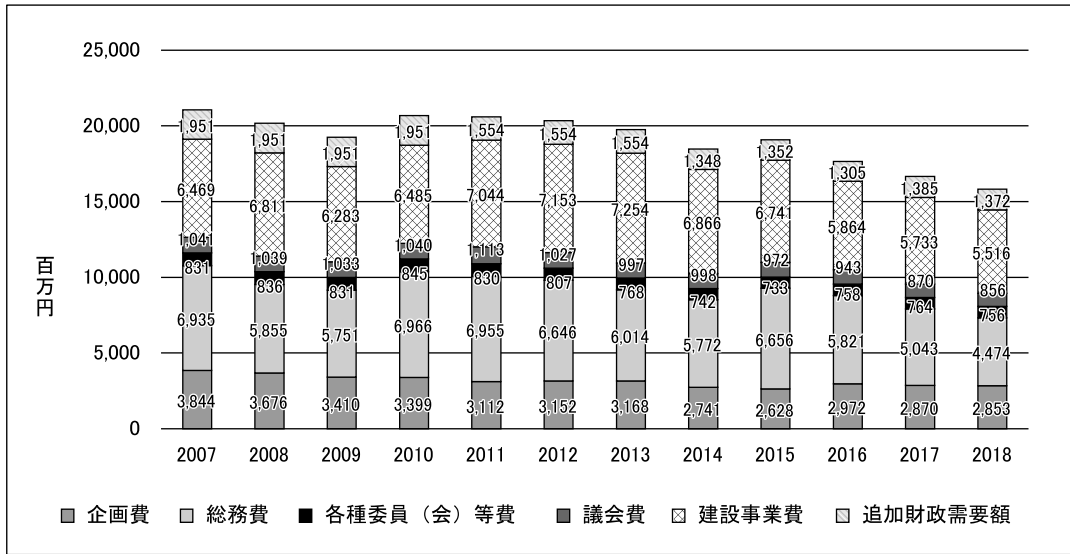
建設事業費は地財計画における投資的経費の抑制を反映して減少項目が多く、道府県分市町村分ともに義務教育施設の改修改築、福祉施設費、その他の建設事業費などを中心に軒並みマイナスとなっている。

◆ 測定単位 — 面積

測定単位を面積とする包括算定経費では、道府県分、市町村分ともに農業、林業、河川・水防などの建設事業を中心に算定されている。

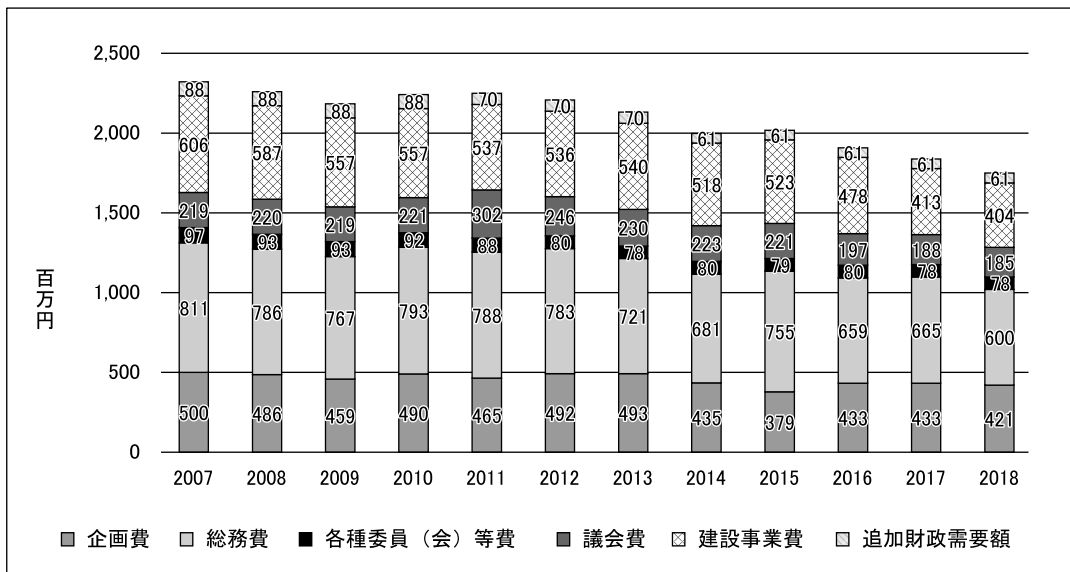
道府県分の総額の推移は2013年頃をピークに減少傾向にあり、農業、林業、河川・水防関連のすべての経費が減少している。一方、市町村分は2015年度に標準団体の面積を見直したことから連続的な推移を見ることはできないが、直近の4年間

図表17-1 包括算定経費（道府県・人口）の標準団体経費の推移



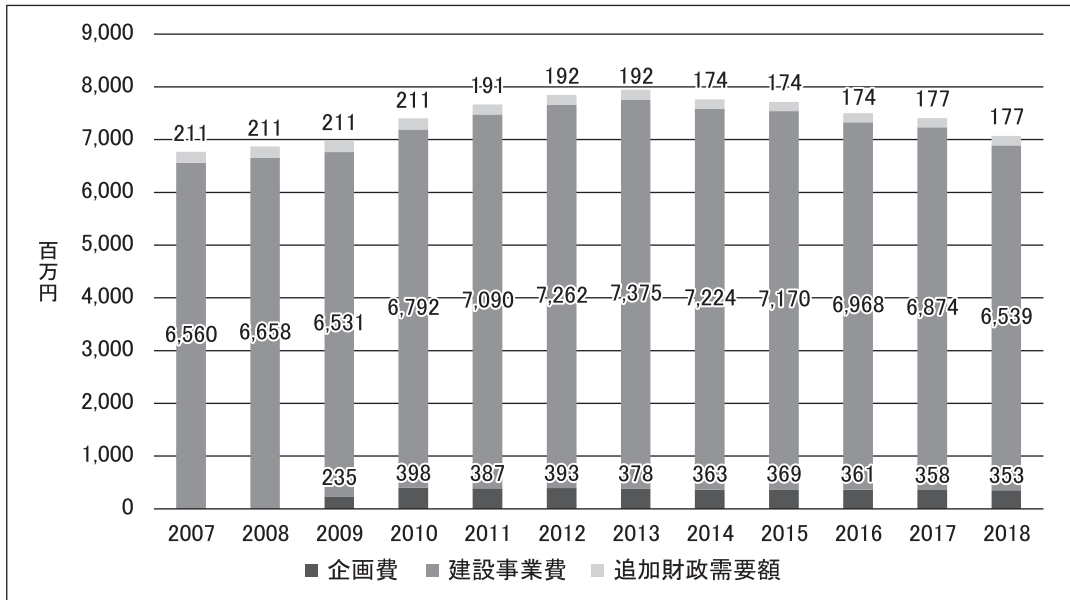
(資料) 前掲「制度解説」より作成

図表17-2 包括算定経費（市町村・人口）の標準団体経費の推移



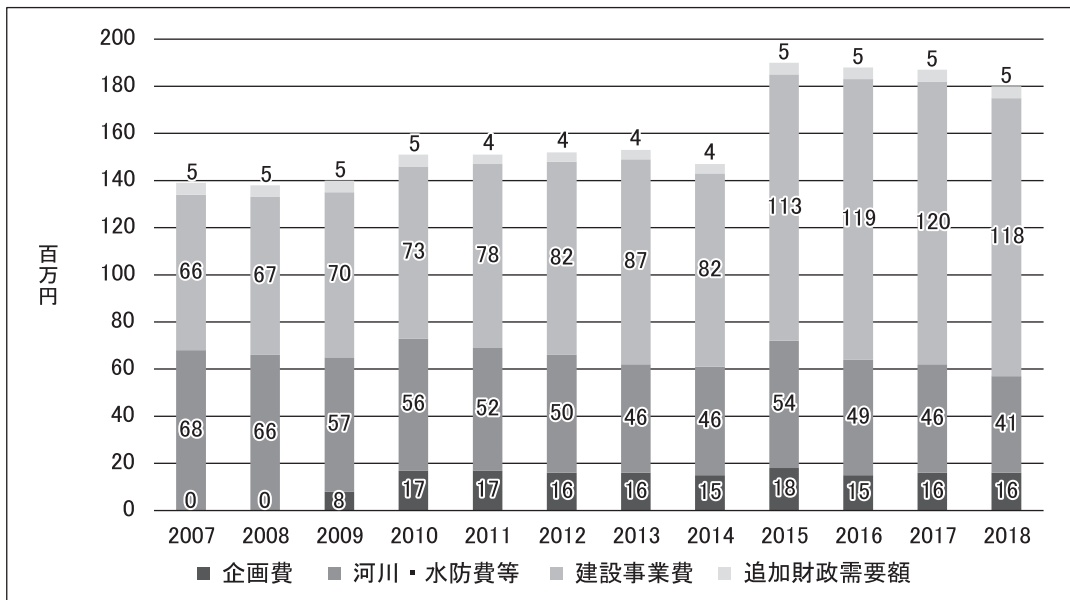
(資料) 同上

図表17-3 包括算定経費（道府県・面積）の標準団体経費の推移



(資料) 同上

図表17-4 包括算定経費（市町村・面積）の標準団体経費の推移



(資料) 同上

でみると農業、河川・水防、その他の経費で減少している。

包括算定経費が必要額に占める割合は道府県では平均5.8%で二桁の道府県はないが、市町村では不交付団体平均9.1%で、町村では10%以上、市でも20万人未満では10%以上を占めており、その動向は交付税配分において無視できない変動要因となる。特に包括算定経費の多くを占める人口を測定単位とする算定では、段階補正の割り増し、割り落としの見直しや国調人口の改定が、単位費用の見直しと相まって市町村の規模にかかわらず大きな影響を与える。

交付税算定の予見可能性という見地から、同経費の見直しの根拠や今後の見直しなどについて、国によるより明確な説明が必要である。

結び — 2019年度以降の算定を見据えて

2018年12月21日に2019年度地方財政対策が公表され、地方財政見通しは総額89.3兆円、一般財源総額62.7兆円、交付税総額も16.2兆円と前年度を上回る規模となった。これについて一部の新聞報道（読売朝刊12月22日）では自治体の自由度が増すといった評価もあるが、社会保障関係費の自然増や消費増税にともなう充実など、一般行政経費の国庫補助負担事業の裏負担部分の伸びが中心で、実質的な自由度は限定的である。

財源保障をめぐるポイントは幼児教育の無償化、防災減災・国土強靱化、水道・下水道事業の広域化推進、森林環境譲与税導入、地方創生関連があげられる。

詳細は稿を改めるが、幼児教育の無償化については2019年度の地方負担分2,349億円を全額国庫負担するため、交付税算定では2020年度以降となる。

消費増税対策の一環である防災減災・国土強靱化対策は、社会資本インフラ整備にかかる国直轄・補助、単独事業について、地方負担分を100%起債充当し、その一定割合が交付税措置される。これについても本格的な元利償還の交付税算定は後年度となる。

市町村の上・下水道の経営効率化をはかる広域化等の推進についても、いずれも広域化にともなう施設整備について100%起債充当し、その一定割合が交付税措置される。

2019年4月に予定されている森林環境譲与税は、同時に施行される森林経営管理法にもとづく森林経営の財源となるもので、初年度は200億円分が地財計画の歳入歳出に計上される。交付税においても需要額、収入額に200億円相当が算入されるが、譲与税対象とならない森林経営の諸経費は交付税算定されない見込みである。

地方創生関連は、国のまち・ひと・しごと総合戦略の最終年度となり、これを受けた地財計画のまち・ひと・しごと創生事業費1兆円、交付税の人口減少等特別対策事業費、地域の元気創造事業費も一つの区切りを迎える。政府は地方版も含めた新たな総合戦略を今後検討していくが、これにあわせて、引き続き地財計画や交付税の地方創生枠が存置されるかどうかは未定である。

全体的にみると、2019年度以降の交付税算定は消費増税対策や安倍政権の成長戦略に、地方を動員する要素が拡大することが予想されるため、これにともなう中期的な地方財政負担が懸念される。

国土強靱化や上下水道の広域化等については、当座の地方負担をゼロにして後年度の交付税措置で担保し、自治体の事業推進を図ろうとしている。しかし、政府の基本方針にもとづき一般財源総額が中期的に抑制される状況のなかで、地方の追加負担に見合った一般財源が後年度に実額として保障されるとは限らない。将来的な一般財源総額が抑制された場合、事業拡大にともなう起債増加が後年度の自治体財政を圧迫する可能性をはらんでおり、90年代の平成不況対策における地方単独事業の拡大にともなう財政悪化が再来する可能性がある。その点では交付税措置を過信しない慎重な財政運営が求められる。

森林環境譲与税については、現時点で使途の範囲が明らかになっておらず、厳密なことはいえないが、対象外となった事務事業経費については、いわば財源保障なき義務づけとなる可能性がある。

地方創生については、国の総合戦略の改定を重ねるにつれて、主たる目的である人口減少対策よりもむしろ成長戦略重視に移行しつつある印象を受ける。交付税算定はすでに成果重視へとシフトしているが、2020年度以降、新たな総合戦略のもとで交付税の地方創生枠が存置されるとすれば、より成長重視の算定内容となる可能性がある。

近年、財源保障の「規模」ばかりが重視されがちであるが、地方交付税制度の基本となる「地方自治の本旨の実現」や「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準」といった理念を踏まえた「質」にも改めて注目する必要がある。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：まち・ひと・しごと創生事業費／歳出特別枠／トップランナー方式／合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直し／包括算定経費

【参考文献】

- 遠藤安彦『地方交付税法逐条解説第3版』ぎょうせい、1996年
今井照「平成大合併の蹉跎」『月刊 地方自治職員研修』2019年1月号、公職研
飛田博史「2017年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2018年1月
地方財務協会「地方財政」2008～18年各5月、9月号
地方財務協会「地方交付税制度解説（単位費用編）」2010～2018年度版
総務省「平成30年度普通交付税大綱」
総務省「地方交付税関係計数資料」2008～2018年度

<資料>

以下の資料の出所：総務省ホームページ

閣議報告

平成30年7月24日

平成30年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、平成30年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|------|------------|------------|
| 総 額 | 15兆0,480億円 | 15兆3,501億円 |
| 道府県分 | 8兆1,435億円 | 8兆2,524億円 |
| 市町村分 | 6兆9,045億円 | 7兆0,977億円 |

2 交付団体及び不交付団体数

| 区 分 | 平成30年度 | | | 平成29年度 | | |
|------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 交 付 | 不 交 付 | 計 | 交 付 | 不 交 付 | 計 |
| 道府県分 | 46 | 1 | 47 | 46 | 1 | 47 |
| 市町村分 | 1,641 | 77 | 1,718 | 1,643 | 75 | 1,718 |
| 計 | 1,687 | 78 | 1,765 | 1,689 | 76 | 1,765 |

3 主な算定事項

- (1) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 障害児保育を含む子ども・子育て支援施策、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する経費の財源を充実すること。
- (3) 特別支援教育、教育情報化対策等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、その他の教育費、保健衛生費等において、人口密度による需要の割増し等をおこなうこと。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査の人口等について特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

平成30年7月24日（火）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

| 都道府県 | 道府県分 | 市町村分 |
|------|-----------|-----------|
| 北海道 | 600,586 | 723,628 |
| 青森 | 208,479 | 173,130 |
| 岩手 | 212,442 | 168,686 |
| 宮城 | 131,977 | 152,597 |
| 秋田 | 189,813 | 168,055 |
| 山形 | 172,213 | 131,599 |
| 福島 | 175,467 | 162,837 |
| 茨城 | 168,273 | 135,547 |
| 栃木 | 117,244 | 71,730 |
| 群馬 | 123,318 | 98,066 |
| 埼玉 | 202,550 | 125,575 |
| 千葉 | 173,160 | 135,296 |
| 東京 | — | 48,755 |
| 神奈川 | 94,591 | 62,125 |
| 新潟 | 239,745 | 243,229 |
| 富山 | 125,588 | 74,071 |
| 石川 | 122,104 | 88,684 |
| 福井 | 124,736 | 55,603 |
| 山梨 | 126,723 | 82,207 |
| 長野 | 196,491 | 224,209 |
| 岐阜 | 167,512 | 136,489 |
| 静岡 | 144,805 | 89,669 |
| 愛知 | 94,764 | 74,590 |
| 三重 | 136,043 | 110,653 |
| 滋賀 | 113,265 | 72,824 |
| 京都 | 162,570 | 151,116 |
| 大阪 | 232,669 | 255,309 |
| 兵庫 | 287,117 | 266,912 |
| 奈良 | 151,342 | 103,267 |
| 和歌山 | 169,305 | 107,065 |
| 鳥取 | 130,174 | 79,028 |
| 島根 | 177,296 | 125,620 |
| 岡山 | 154,463 | 159,424 |
| 広島 | 169,245 | 182,474 |
| 山口 | 165,657 | 116,979 |
| 徳島 | 143,399 | 80,460 |
| 香川 | 106,811 | 71,132 |
| 愛媛 | 160,537 | 131,505 |
| 高知 | 168,322 | 113,465 |
| 福岡 | 242,302 | 302,833 |
| 佐賀 | 141,764 | 84,149 |
| 長崎 | 215,353 | 177,456 |
| 熊本 | 197,714 | 206,359 |
| 大分 | 164,172 | 117,527 |
| 宮崎 | 177,459 | 118,598 |
| 鹿児島 | 261,163 | 221,866 |
| 沖縄 | 202,799 | 122,057 |
| 合計 | 8,143,525 | 6,904,455 |

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

平成30年度 普通交付税の決定について

決 定 額

(単位:億円、%)

| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 伸 率 |
|------|---------|---------|------|
| 道府県分 | 81,435 | 82,524 | △1.3 |
| 市町村分 | 69,045 | 70,977 | △2.7 |
| 合 計 | 150,480 | 153,501 | △2.0 |

交付団体及び不交付団体数

| 区 分 | 平成30年度 | | | 平成29年度 | | |
|------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 交付 | 不交付 | 計 | 交付 | 不交付 | 計 |
| 道府県分 | 46 | 1 | 47 | 46 | 1 | 47 |
| 市町村分 | 1,641 | 77 | 1,718 | 1,643 | 75 | 1,718 |
| 計 | 1,687 | 78 | 1,765 | 1,689 | 76 | 1,765 |

平成30年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

| 区 分 | 道 府 県 分 | | 市 町 村 分 | | |
|---------|------------------------------|----------------------|--------------------|----------------------|---------------|
| | 平成30年度 | 対前年度伸率 | 平成30年度 | 対前年度伸率 | |
| 基準財政需要額 | 個別算定経費 (c、d、e、f除き) a | 165,774 | 0.2 | 176,152 | 1.2 |
| | 包括算定経費 b | 12,523 | △5.4 | 23,680 | △4.8 |
| | 地域経済・ 雇用対策費 c | 0 | 皆減 | 0 | 皆減 |
| | 地域の元気 創造事業費 d | 906 | 0.0 | 2,733 | 0.0 |
| | 人口減少等特 別対策事業費 e | 1,883 | △0.5 | 3,662 | △0.3 |
| | 公債費等 f | 34,076 | 0.8 | 27,479 | △0.9 |
| | 臨時財政対策 債振替相当額 g | 21,853 | △1.5 | 18,012 | △1.5 |
| | 合 計 (a+b+c+d+e +f-g) h | (215,163) 193,310 | (△0.3) △0.1 | (233,706) 215,694 | (△0.1) 0.1 |
| 基準財政収入額 | 111,688 | 0.7 | 146,440 | 1.3 | |
| 交付基準額 | 81,622 | △1.3 | 69,253 | △2.7 | |
| 普通交付税額 | (103,288) 81,435 | (△1.3) △1.3 | (87,057) 69,045 | (△2.5) △2.7 | |

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 平成30年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

| 区分 | | 道府県分 | 市町村分 |
|---------|-----|--|---|
| 基準財政需要額 | 増要因 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障関係費(介護給付費負担金、後期高齢者医療給付費負担金等) ・ 臨時財政対策債償還費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障関係費(障害児保育事業費、介護給付費負担金、後期高齢者医療給付費負担金等) ・ 臨時財政対策債償還費 |
| | 減要因 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政計画の歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政計画の歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の廃止 |
| 基準財政収入額 | 増要因 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税 ・ 道府県民税所得割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税交付金 ・ 市町村民税所得割 |
| | 減要因 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村たばこ税 |

3 主な算定方法の改正点

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る算定

人口減少等特別対策事業費においては「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へ、地域の元気創造事業費においては「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ、平成29年度に引き続き、それぞれ330億円シフト。(平成29年度から3年間かけて1,000億円シフト。)

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等へ配慮。

| 年度 | 人口減少等特別対策事業費 | | 地域の元気創造事業費 | |
|----------|--------------|---------|------------|----------|
| | 取組の必要度 | 取組の成果 | 行革努力分 | 地域経済活性化分 |
| 平成29年度 A | 4,670億円 | 1,330億円 | 2,670億円 | 1,230億円 |
| 平成30年度 B | 4,340億円 | 1,660億円 | 2,340億円 | 1,560億円 |
| B-A | △330億円 | +330億円 | △330億円 | +330億円 |

※特別交付税100億円程度を除く

2 障害児保育に係る算定

保育所における受入障害児数の実態調査を踏まえ、障害児保育に要する経費について、各市町村の障害児保育に係る財政需要を的確に反映するため、保育所在籍児童数及び人口による算定から、各市町村の「実際の受入障害児数」による算定に変更。

算定額は平成29年度の400億円から480億円増加し、880億円。

3 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえた算定(平成26年度から5年程度の期間をかけて見直し)について、その他の教育費、保健衛生費等において、人口密度による需要額の割増し等の見直しを実施。(影響額は196億円)

平成30年度で見直し内容は全て確定し、見直し年度以降3年間かけて反映するため、平成32年度で見直し内容がすべて反映。(影響額は6,700億円程度)

平成30年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

| 都道府県 | 道 府 県 分 | | | | 市 町 村 分 | | | |
|------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|
| | 基準財政需要額 | 基準財政収入額 | 財源不足額 | 普通交付税額 | 基準財政需要額 | 基準財政収入額 | 財源不足額 | 普通交付税額 |
| 北海道 | 1,110,618 | 508,957 | 601,661 | 600,586 | 1,398,875 | 673,892 | 724,983 | 723,628 |
| 青森 | 325,980 | 117,185 | 208,795 | 208,479 | 305,797 | 132,371 | 173,426 | 173,130 |
| 岩手 | 336,733 | 123,965 | 212,768 | 212,442 | 312,734 | 143,745 | 168,989 | 168,686 |
| 宮城 | 360,356 | 228,030 | 132,326 | 131,977 | 474,387 | 321,331 | 153,056 | 152,597 |
| 秋田 | 277,546 | 87,463 | 190,082 | 189,813 | 274,509 | 106,189 | 168,320 | 168,055 |
| 山形 | 277,280 | 104,799 | 172,481 | 172,213 | 254,292 | 122,446 | 131,846 | 131,599 |
| 福島 | 388,859 | 213,015 | 175,844 | 175,467 | 406,421 | 243,190 | 163,231 | 162,837 |
| 茨城 | 491,953 | 323,203 | 168,750 | 168,273 | 455,536 | 319,547 | 135,989 | 135,547 |
| 栃木 | 340,326 | 222,752 | 117,574 | 117,244 | 333,451 | 261,399 | 72,053 | 71,730 |
| 群馬 | 338,696 | 215,050 | 123,646 | 123,318 | 331,609 | 233,221 | 98,387 | 98,066 |
| 埼玉 | 888,307 | 684,898 | 203,410 | 202,550 | 1,049,547 | 922,956 | 126,591 | 125,575 |
| 千葉 | 786,493 | 612,571 | 173,921 | 173,160 | 799,160 | 663,090 | 136,070 | 135,296 |
| 東京 | 1,995,650 | 2,306,737 | - | - | 419,346 | 370,190 | 49,155 | 48,755 |
| 神奈川 | 932,898 | 837,405 | 95,494 | 94,591 | 1,145,823 | 1,082,590 | 63,233 | 62,125 |
| 新潟 | 452,001 | 211,818 | 240,183 | 239,745 | 542,462 | 298,708 | 243,754 | 243,229 |
| 富山 | 243,115 | 117,292 | 125,823 | 125,588 | 218,608 | 144,325 | 74,283 | 74,071 |
| 石川 | 248,133 | 125,788 | 122,345 | 122,104 | 241,935 | 153,017 | 88,919 | 88,684 |
| 福井 | 212,021 | 87,080 | 124,941 | 124,736 | 156,510 | 100,755 | 55,755 | 55,603 |
| 山梨 | 215,457 | 88,525 | 126,932 | 126,723 | 181,706 | 99,324 | 82,383 | 82,207 |
| 長野 | 411,107 | 214,218 | 196,889 | 196,491 | 483,107 | 258,430 | 224,677 | 224,209 |
| 岐阜 | 378,574 | 210,695 | 167,879 | 167,512 | 397,050 | 260,177 | 136,873 | 136,489 |
| 静岡 | 528,657 | 383,339 | 145,317 | 144,805 | 596,441 | 506,194 | 90,247 | 89,669 |
| 愛知 | 971,220 | 875,516 | 95,704 | 94,764 | 991,147 | 915,598 | 75,549 | 74,590 |
| 三重 | 341,140 | 204,767 | 136,373 | 136,043 | 302,179 | 191,233 | 110,945 | 110,653 |
| 滋賀 | 263,838 | 150,317 | 113,521 | 113,265 | 258,908 | 185,833 | 73,075 | 72,824 |
| 京都 | 392,095 | 229,146 | 162,949 | 162,570 | 516,708 | 365,091 | 151,617 | 151,116 |
| 大阪 | 1,160,397 | 926,604 | 233,793 | 232,669 | 1,608,656 | 1,351,790 | 256,867 | 255,309 |
| 兵庫 | 813,982 | 526,077 | 287,905 | 287,117 | 1,048,932 | 781,005 | 267,927 | 266,912 |
| 奈良 | 268,508 | 116,907 | 151,601 | 151,342 | 253,503 | 149,991 | 103,512 | 103,267 |
| 和歌山 | 253,920 | 84,369 | 169,551 | 169,305 | 217,529 | 110,253 | 107,275 | 107,065 |
| 鳥取 | 182,987 | 52,635 | 130,351 | 130,174 | 140,497 | 61,333 | 79,164 | 79,028 |
| 島根 | 241,337 | 63,808 | 177,530 | 177,296 | 204,565 | 78,747 | 125,818 | 125,620 |
| 岡山 | 330,505 | 175,722 | 154,783 | 154,463 | 426,774 | 266,938 | 159,837 | 159,424 |
| 広島 | 437,633 | 267,964 | 169,669 | 169,245 | 590,029 | 406,984 | 183,045 | 182,474 |
| 山口 | 306,593 | 140,639 | 165,954 | 165,657 | 287,296 | 170,039 | 117,257 | 116,979 |
| 徳島 | 213,540 | 69,935 | 143,606 | 143,399 | 170,960 | 90,334 | 80,626 | 80,460 |
| 香川 | 211,410 | 104,394 | 107,016 | 106,811 | 194,390 | 123,070 | 71,320 | 71,132 |
| 愛媛 | 291,555 | 130,735 | 160,820 | 160,537 | 297,550 | 165,757 | 131,793 | 131,505 |
| 高知 | 231,925 | 63,378 | 168,546 | 168,322 | 192,738 | 79,086 | 113,652 | 113,465 |
| 福岡 | 705,086 | 462,102 | 242,985 | 242,302 | 996,607 | 692,809 | 303,798 | 302,833 |
| 佐賀 | 218,896 | 76,920 | 141,976 | 141,764 | 176,941 | 92,621 | 84,320 | 84,149 |
| 長崎 | 329,020 | 113,349 | 215,671 | 215,353 | 320,017 | 142,251 | 177,766 | 177,456 |
| 熊本 | 345,480 | 147,431 | 198,048 | 197,714 | 415,675 | 208,913 | 206,762 | 206,359 |
| 大分 | 272,352 | 107,916 | 164,436 | 164,172 | 254,461 | 136,688 | 117,773 | 117,527 |
| 宮崎 | 275,987 | 98,261 | 177,726 | 177,459 | 239,483 | 120,653 | 118,829 | 118,598 |
| 鹿児島 | 405,435 | 143,879 | 261,556 | 261,163 | 402,967 | 180,710 | 222,256 | 221,866 |
| 沖縄 | 321,086 | 117,977 | 203,110 | 202,799 | 281,561 | 159,232 | 122,329 | 122,057 |
| 合計 | 21,326,686 | 13,475,532 | 8,162,242 | 8,143,525 | 21,569,378 | 14,644,047 | 6,925,331 | 6,904,455 |

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

平成30年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の算定

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成30年度 A | 平成29年度 B | 伸 率 A/B-1 |
|-----|-------------|-------------|--------------|
| 道府県 | 21,853 | 22,175 | △1.5 |
| 市町村 | 18,012 | 18,278 | △1.5 |
| 合 計 | 39,865 | 40,452 | △1.5 |

(注) 表示単位未満を四捨五入している。

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成29年度から平成31年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から平成28年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。

(財政力に応じて逡増)

平成30年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

| 都道府県 | 道府県分 | 市町村分 |
|------|-----------|-----------|
| 北海道 | 105,892 | 114,893 |
| 青森 | 27,415 | 19,960 |
| 岩手 | 29,052 | 20,103 |
| 宮城 | 45,450 | 41,913 |
| 秋田 | 23,379 | 16,551 |
| 山形 | 23,438 | 16,618 |
| 福島 | 43,502 | 30,308 |
| 茨城 | 64,309 | 34,098 |
| 栃木 | 44,819 | 20,412 |
| 群馬 | 44,755 | 25,731 |
| 埼玉 | 126,066 | 76,136 |
| 千葉 | 114,514 | 67,996 |
| 東京 | - | 34,335 |
| 神奈川 | 122,879 | 97,499 |
| 新潟 | 43,689 | 53,611 |
| 富山 | 24,837 | 17,585 |
| 石川 | 26,536 | 18,337 |
| 福井 | 19,827 | 12,753 |
| 山梨 | 20,142 | 13,398 |
| 長野 | 42,697 | 35,686 |
| 岐阜 | 41,543 | 30,590 |
| 静岡 | 75,085 | 64,671 |
| 愛知 | 138,116 | 58,472 |
| 三重 | 39,637 | 22,568 |
| 滋賀 | 30,518 | 19,562 |
| 京都 | 45,531 | 61,145 |
| 大阪 | 153,202 | 166,653 |
| 兵庫 | 104,230 | 109,438 |
| 奈良 | 25,792 | 20,375 |
| 和歌山 | 21,641 | 16,133 |
| 鳥取 | 15,037 | 9,129 |
| 島根 | 20,024 | 11,894 |
| 岡山 | 36,691 | 42,015 |
| 広島 | 55,189 | 62,402 |
| 山口 | 30,187 | 21,905 |
| 徳島 | 18,401 | 11,506 |
| 香川 | 21,124 | 15,667 |
| 愛媛 | 27,360 | 22,119 |
| 高知 | 19,020 | 11,782 |
| 福岡 | 87,879 | 107,638 |
| 佐賀 | 18,557 | 11,708 |
| 長崎 | 27,634 | 21,034 |
| 熊本 | 31,373 | 37,547 |
| 大分 | 24,215 | 16,416 |
| 宮崎 | 23,230 | 16,107 |
| 鹿児島 | 34,182 | 25,750 |
| 沖縄 | 26,697 | 19,076 |
| 合計 | 2,185,295 | 1,801,223 |

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

平成30年度 地方特例交付金の決定について

1. 地方特例交付金の算定結果

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成30年度 A | 平成29年度 B | 伸 率 $A/B - 1$ |
|------|-------------|-------------|------------------|
| 都道府県 | 549 | 473 | 16.3 |
| 市町村 | 995 | 855 | 16.3 |
| 合 計 | 1,544 | 1,328 | 16.3 |

2. 地方特例交付金の概要

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するもの。

地方特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対象となる。

平成30年度 地方特例交付金交付額

(単位:百万円)

| 都道府県 | 都道府県分 | 市町村分 |
|------|--------|--------|
| 北海道 | 1,540 | 3,356 |
| 青森 | 452 | 677 |
| 岩手 | 434 | 651 |
| 宮城 | 912 | 2,064 |
| 秋田 | 360 | 541 |
| 山形 | 454 | 681 |
| 福島 | 765 | 1,148 |
| 茨城 | 1,405 | 2,108 |
| 栃木 | 1,058 | 1,588 |
| 群馬 | 1,053 | 1,575 |
| 埼玉 | 4,162 | 7,233 |
| 千葉 | 3,140 | 5,296 |
| 東京都 | 5,997 | 8,995 |
| 神奈川県 | 3,499 | 9,315 |
| 新潟 | 820 | 1,739 |
| 富山 | 448 | 671 |
| 石川 | 571 | 857 |
| 福井 | 329 | 493 |
| 山梨 | 349 | 523 |
| 長野 | 887 | 1,330 |
| 岐阜 | 1,042 | 1,563 |
| 静岡 | 1,712 | 3,648 |
| 愛知 | 3,886 | 7,204 |
| 三重 | 931 | 1,396 |
| 滋賀 | 837 | 1,255 |
| 京都 | 901 | 2,056 |
| 大阪 | 3,719 | 7,719 |
| 兵庫 | 2,500 | 4,679 |
| 奈良 | 649 | 973 |
| 和歌山 | 433 | 650 |
| 鳥取 | 196 | 294 |
| 島根 | 238 | 357 |
| 岡山 | 808 | 1,689 |
| 広島 | 1,103 | 2,402 |
| 山口 | 627 | 941 |
| 徳島 | 239 | 359 |
| 香川 | 409 | 614 |
| 愛媛 | 590 | 885 |
| 高知 | 217 | 326 |
| 福岡 | 1,809 | 3,987 |
| 佐賀 | 357 | 535 |
| 長崎 | 465 | 698 |
| 熊本 | 553 | 1,249 |
| 大分 | 517 | 776 |
| 宮崎 | 464 | 696 |
| 鹿児島 | 715 | 1,073 |
| 沖縄 | 393 | 589 |
| 合計 | 54,946 | 99,454 |

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

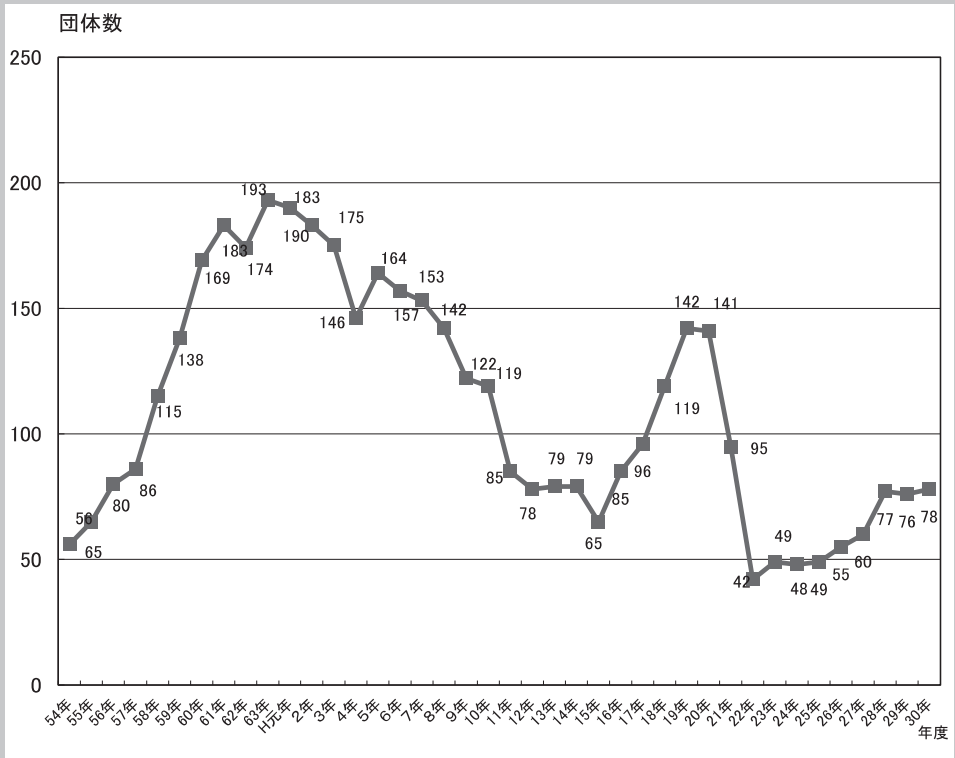
平成30年度 不交付団体の状況

不交付団体数

| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 都 道 府 県 | 1 | 1 | 1 |
| 市 町 村 | 77 | 75 | 76 |
| 合 計 | 78 | 76 | 77 |

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



平成30年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

| 都道府県 | 不交付団体名 | 不交付 団体数 | (参考) H29交付団体 → H30不交付団体 |
|------|--|------------|----------------------------|
| 北海道 | 泊村 | 1 | |
| 青森県 | 六ヶ所村 | 1 | |
| 宮城県 | 大和町 女川町 | 2 | 大和町 |
| 福島県 | 広野町 大熊町 | 2 | |
| 茨城県 | つくば市 守谷市 神栖市* 東海村 | 4 | 守谷市 |
| 栃木県 | 上三川町 芳賀町 | 2 | 上三川町 |
| 群馬県 | 大泉町 | 1 | |
| 埼玉県 | 戸田市 和光市 八潮市 三芳町 | 4 | |
| 千葉県 | 市川市 成田市* 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市 印西市* | 7 | 印西市 |
| 東京都 | 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町 | 10 | |
| 神奈川県 | 川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 中井町 箱根町 愛川町 | 9 | 愛川町 |
| 新潟県 | 聖籠町 刈羽村 | 2 | |
| 福井県 | 高浜町 おおい町* | 2 | |
| 山梨県 | 昭和町 忍野村 山中湖村 | 3 | |
| 長野県 | 軽井沢町 | 1 | |
| 静岡県 | 富士市* 御殿場市 湖西市* 長泉町 | 4 | 富士市 |
| 愛知県 | 岡崎市* 碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 日進市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 武豊町 幸田町 | 16 | 武豊町 |
| 三重県 | 四日市市* 川越町 | 2 | |
| 滋賀県 | 竜王町 | 1 | 竜王町 |
| 京都府 | 久御山町 | 1 | |
| 大阪府 | 田尻町 | 1 | |
| 福岡県 | 苅田町 | 1 | |

市町村合計 77団体（平成29年度75団体）

3 合計 78団体

- (注) 1 東京都国立市、東京都瑞穂町、神奈川県中井町、福井県おおい町は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
- 2 *印は、平成30年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。
- 3 平成30年度に不交付団体から交付団体になった団体は、群馬県太田市、静岡県裾野市、静岡県御前崎市、愛知県高浜市、愛知県田原市、大阪府摂津市である。

平成30年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト（平成30年度は平成29年度に引き続き、330億円シフト）

平成30年度算定額

| | 行革努力分 | 地域経済活性化分 | 計 |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 道府県分 | 590億円程度 | 390億円程度 | 980億円程度 |
| 市町村分 | 1,750億円程度 | 1,170億円程度 | 2,920億円程度 |
| 計 | 2,340億円程度 | 1,560億円程度 | 3,900億円程度 |
| (前年度比増減額) | (△330億円程度) | (+330億円程度) | |

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正 I = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) × α

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数（前年度）
- C : ラスパイレス指数（直近5か年平均）
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差（ラスパイレス指数については、指数100との差）に応じて割増し又は割落し

（注）削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

<道府県> (0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) × r × β

<市町村> (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) × r × β

- G : 第一次産業産出額（道府県）・農業産出額（市町村）
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県）
- K : 若年者就業率
- L : 女性就業率
- M : 従業者数[※]
- N : 事業所数[※]
- O : 一人当たり県民所得（道府県）・一人当たり地方税収（市町村）
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

〔※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較（市町村）〕

平成30年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(平成30年度は平成29年度に引き続き、330億円シフト)

平成30年度算定額

| | 取組の必要度 | 取組の成果 | 計 |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 道府県分 | 1,450億円程度 | 550億円程度 | 2,000億円程度 |
| 市町村分 | 2,890億円程度 | 1,110億円程度 | 4,000億円程度 |
| 計 | 4,340億円程度 | 1,660億円程度 | 6,000億円程度 |
| (前年度比増減額) | (△330億円程度) | (+330億円程度) | |

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

[道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円]

《取組の必要度》

$$\text{経常態容補正 I} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

《取組の成果》

$$\text{経常態容補正 II} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times r \times \beta$$

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> J : 人口増減率[※] K : 転入者人口比率 L : 転出者人口比率 M : 年少者人口比率[※] N : 出生率 O : 若年者就業率 P : 女性就業率 r : 条件不利地域の割増率 β : 算定額を総額に合わせつけるための率 | <p>全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村))</p> |
|---|---|

(注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH27~29の人口増減率の平均値の差を改善度合としている